

国指定史跡比恵遺跡 保存活用計画



2020

福岡市

例 言

- 1 本書は、福岡市博多区に所在する、国指定史跡 比恵遺跡^{ひえ}の保存活用計画である。
- 2 本書は、福岡市が令和元年度に国指定史跡 比恵遺跡保存活用計画策定委員会及び文化庁、福岡県教育庁文化財保護課の指導・助言に基づき策定した。
- 3 本書の策定にかかる事務は、本市経済観光文化局文化財活用部が担当し、関連業務の一部を株式会社修復技術システムに委託した。

- 4 本書の策定にあたって、引用・参考した主な文献は以下のとおりである。

福岡市『比恵遺跡第8次調査概要』（福岡市埋蔵文化財調査報告書第116集）1985年

角川書店『角川日本地名大辞典 40 福岡県』1988年

福岡市『比恵 29-比恵遺跡群第72次調査概要-（福岡市埋蔵文化財調査報告書第663集）2001年
文化庁『月刊文化財 7/平成13年 No. 454』2001年

平凡社『福岡県の地名』2004年

福岡市『新修福岡市史特別編 自然と歴史からみた福岡の歴史』2013年

福岡市「春住校区^{はるすみ}データ集」（福岡市ホームページ 校区データ集）2019年

福岡市『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～』2019年

目次

第1章 保存活用計画策定の目的と経過	1
第1節 策定の経緯	1
第2節 策定の目的	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画の対象区域	3
第5節 国史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会	4
1. 国史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会の設置	4
2. 審議経過	4
第2章 史跡をとりまく環境	5
第1節 関連計画及び関連法令	5
1. 上位計画・関連計画	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 上位計画・関連計画の概要	5
2. 関連法令	7
(1) 文化財保護法	7
(2) 都市計画法	7
(3) 景観法	9
第2節 地理的環境	10
1. 概要	10
2. 地形	11
(1) 海・島しょ	11
(2) 平野	11
(3) 山・丘陵	11
(4) 河川	11
第3節 歴史的環境	13
1. 原始	13
2. 古代	14
3. 中世	14
4. 近世	15
5. 近現代	16
第4節 社会環境	17
1. 人口	17
(1) 福岡市	17
(2) 博多区と春住校区	18
2. 交通	21
(1) 鉄道・バス	21
(2) 道路	22
3. 災害	23
(1) 水害	23
(2) 地震	23

第3章 史跡の概要	24
第1節 史跡指定	24
1. 指定の概要	24
2. 指定内容とその範囲	24
(1) 指定説明	24
(2) 指定地の範囲	25
(3) 管理団体	25
3. 指定地の土地利用履歴	26
4. 指定地の土地所有状況	26
第2節 調査の成果	26
1. これまでの研究	26
2. 比恵遺跡群について	26
(1) 地理的環境	26
(2) 歴史的環境	27
3. 史跡指定地における発掘調査の成果	32
第4章 史跡の価値	40
第1節 史跡の本質的価値	40
第2節 史跡の構成要素	40
1. 本質的価値を表す諸要素	40
2. その他の諸要素	40
(1) その他の時代の地下遺構	40
(2) 本質的価値と間接的に関係する要素	41
(3) その他の要素	41
第5章 保存活用の現状と課題	44
第1節 保存管理の現状と課題	44
1. 保存管理の現状	44
2. 保存管理の課題	44
第2節 活用の現状と課題	44
1. 活用の現状	44
2. 活用の課題	45
第3節 整備の現状と課題	45
1. 整備の現状	45
2. 整備の課題	45
第4節 運営・体制の整備の現状と課題	45
1. 運営・体制の整備の現状	45
2. 運営・体制の整備の課題	45
第6章 基本理念	46
第7章 基本方針	48

第 8 章 史跡の保存管理	49
第 1 節 保存管理の方向性	49
第 2 節 保存管理の方法	49
1. 計画区域	49
2. 保存管理の方法	49
(1) 通常管理	50
(2) 緊急時の対応	51
3. 現状変更等の取扱基準	51
4. 追加指定と公有化	53
(1) 追加指定	53
(2) 公有化	53
第 9 章 史跡の活用	54
第 1 節 活用の方向性	54
第 2 節 活用の方法	54
1. 情報の発信と浸透	54
2. 学校教育・社会教育への働きかけ	54
3. 地域への働きかけ	55
4. 多様な史跡等との連携と観光振興	55
第 10 章 史跡の整備	56
第 1 節 整備の方向性	56
第 2 節 整備の流れ	56
1. 準備段階	56
2. 計画段階	56
3. 整備段階	56
第 11 章 史跡の運営・体制の整備	59
第 1 節 運営・体制の整備の方向性	59
第 2 節 運営・体制の整備の方法	59
第 12 章 今後のスケジュール	60
第 1 節 計画期間	60
第 2 節 計画の実施	60
第 3 節 保存活用のスケジュール	60
1. 保存管理	60
2. 活用	60
3. 整備	60
第 4 節 経過観察	60

第 1 章 保存活用計画策定の目的と経過

第 1 節 策定の経緯

国指定史跡比恵遺跡（以下、「本史跡」とする。）は、福岡市博多区を北西に流れる御笠川^{みかさがわ}と南区から博多区を流れる那珂川^{なかがわ}にはさまれた中位段丘上に位置する。

本史跡が含まれる比恵遺跡群は博多駅南 3, 4, 5, 6 丁目にまたがって広がるが、昭和 13・14(1938・1939)年、区画整理事業に伴う地下げ中に遺跡が発見され、鏡山猛、森貞次郎氏によって最初の調査が行われてから 80 年以上経過している。

その間、比恵遺跡群では令和 2 年 1 月時点で 150 次を超える発掘調査が行われている。昭和 54(1979)年に行われた第 8 次調査では、6 世紀後半から 7 世紀に造営された倉庫群が確認され、その南東に隣接して平成 12 年に行われた第 72 次調査（写真 1-1）では、第 8 次調査で確認された倉庫群の遺構とそれらを取り囲む約 60m 四方の柵が確認され、『日本書紀』に記載されているヤマト王権が直轄する軍事や外交等の拠点「那津官家」^{なのつのみやけ}の可能性が高いとされ、我が国の国家形成期における政治・外交を考える上で貴重であるとの理由から、平成 13(2001)年 8 月 13 日付けで、史跡指定された。

福岡市は、平成 13 年度に史跡指定地を公有地とし、管理を行ってきた。上記のように重要な歴史的資産である本史跡を次世代へ伝えていくために適切に保存すると共に、市内をはじめとする関連遺跡及び市内に点在する他の文化財や、観光・都市計画とも有機的に結び付け、広く活用される史跡とするためには、本市が十分なマネジメントを進めていく必要がある。そこで、国指定史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」とする。）を設置し、保存活用計画の策定を進めるものである。



写真 1-1 国指定史跡比恵遺跡
（第 72 次調査時撮影：平成 12（2000）年）

第2節 策定の目的

国指定史跡比恵遺跡保存活用計画（以下「本計画」とする。）は、史跡の価値と構成要素を明確化し、周辺環境を含めた史跡としての保存・管理、活用と整備を図ることを目的に、以下の点に配慮して策定するものである。

- ・本史跡が有する価値を分析・整理し、次世代に確実に継承するための方向性を明示する。
- ・本史跡の保護を関係機関と共に確実に遂行し、地域をはじめ広く市民に親しまれるよう保存・整備・活用の方針を明示する。なお、本史跡においては、その立地上の特性から、学校教育との連携が他の史跡以上に重要であり、本計画策定にあたっては特に重く扱うこととする。

本計画の策定に際しては、市民が史跡として認識、愛着、誇りをもち、保護を図りながら利用できるように、まず、史跡としての価値を明確にし、次に現状と課題を整理する。その上で、今後の活用・整備に関する現時点での方針を示す。

以上の点をふまえ、以下の9項目を本計画の作成にあたり、各章において、明文化する。

- ①本史跡とその周辺環境の特徴を踏まえ、史跡指定に至るまでの歴史的経緯を明らかにする。
- ②本史跡が有する様々な価値を整理し、史跡としての価値を明らかにする。
- ③本史跡におけるこれまでの保存・活用について、現状と課題を整理する。
- ④本史跡を構成する遺構をはじめ、既存の工作物や説明板などの様々な要素について、保存・管理・整備・活用に関する方向性を示す。
- ⑤本史跡の保存活用のために必要な調査や研究の方針や方法を定める。
- ⑥本史跡の保存管理のための整備や、活用のための整備について方針や方法を示す。
- ⑦本史跡を活用するための方針や方法を示す。
- ⑧管理運営に関しての方針や方法を示す。
- ⑨本計画策定後の保存活用に関しての取り組みについて期間を設定し内容を示す。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和2（2020）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの10年間とする。

第4節 計画の対象区域

本計画の対象とする区域（図1-1、以下「計画区域」という）は、史跡として指定を受けている範囲（以下「指定地」という）とする。

なお、指定地周辺はすでに都市化が進展していることもあり、計画区域は史跡指定地と同一とするが、本史跡が位置する比恵遺跡群においては発掘調査がなされていない部分も多く、関連遺構が潜在的に存在する可能性があるため、今後の調査・研究の進展の結果、柵、倉庫群等、史跡指定に値する重要な遺構が確認された場合は史跡への追加指定や公有化、計画区域の拡大について検討する。



図1-1 計画区域図

第5節 国史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会

1. 国史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会の設置

本史跡では、文化財の価値を明らかにし、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備に係る基本方針を定めるため、考古学・都市計画等の各分野の専門家と本史跡に隣接する小学校関係者からなる「比恵遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

【五十音順】

委員	梅津 真里子	福岡市立春住小学校校長	(学校教育)
委員	河野 雅也	西日本工業大学工学部教授	(都市計画)
委員	辻田 淳一郎	九州大学大学院人文科学研究院准教授	(考古学)
指導・助言	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官	
	入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係長	
	坂本 真一	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係 技術主査	
事務局	高島 収	福岡市経済観光文化局長	
	天本 俊明	福岡市経済観光文化局理事	
	田代 和則	福岡市経済観光文化局文化財活用部長	
	長家 伸	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課長	
	榎本 義嗣	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課 史跡整備活用係長	
	阿部 泰之	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課 文化財主事	
	柳 孝幸	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課 史跡整備活用係	

2. 審議経過

第1回委員会

日時：令和元年11月29日（金）

場所：天神ツインビル

内容：本計画案の検討

第2回委員会

日時：令和2年1月31日（金）

場所：福岡市交通局

内容：本計画案の検討

第2章 史跡をとりまく環境

第1節 関連計画及び関連法令

1. 上位計画・関連計画

(1) 計画の位置づけ

本史跡は文化財保護法（法律第214号）を基にその保存と管理が行われるものであるが、本市における上位計画である「福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画」などに則した保存管理や活用を進める必要がある。また、土地利用に関する諸計画や文化行政、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要があるため、ここで保存・活用に関わる計画等について整理する。

本計画は文化財のマスタープランである『福岡市歴史文化基本構想』に即したものとして位置づけられる（図2-1）。

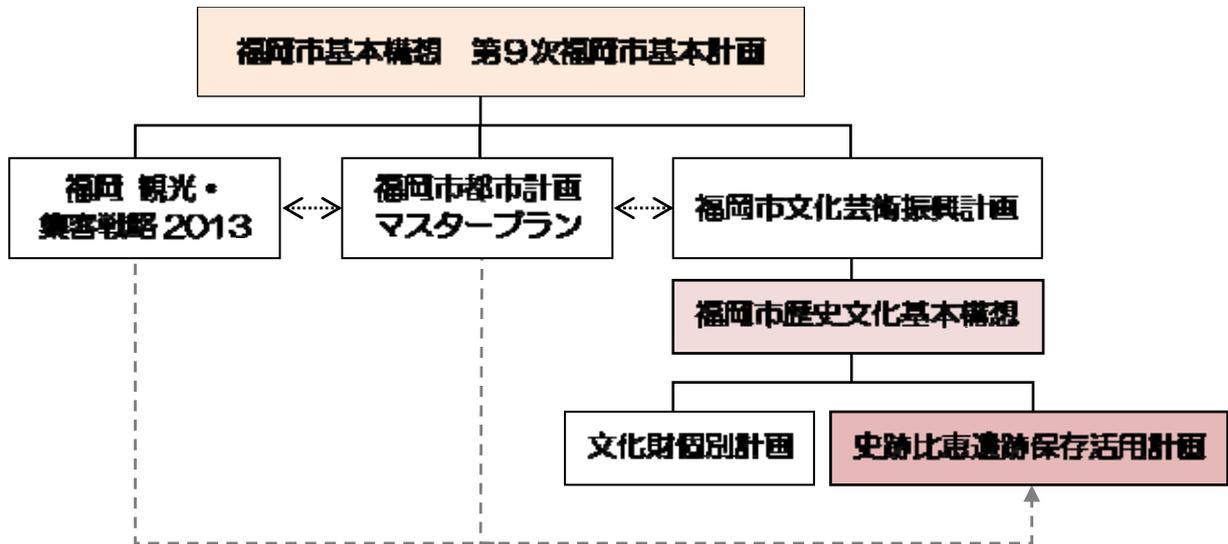


図2-1 計画の位置づけ

(2) 上位計画・関連計画の概要

福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画（平成24(2012)年12月策定）

基本構想では、目指すべきまちの将来像として次のような4つの都市像を掲げている。

○福岡市がめざす都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

基本計画では、基本構想で示した都市像を実現するために、八つの基本目標とその達成のために取り組む施策を政策別に示している。そのうち、目標5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」のなかで史跡に関する内容が示されている。

目標5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」

福岡市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し…福岡市の貴重な観光資源として、誰もが親しみやすいストーリー性を付加しながら…特色ある観光資源を合わせ、エリアとしての魅力向上を図ります。

「日本で唯一の」重要な歴史上の遺構や史跡等を観光資源としてさらに磨き上げ、魅力的な観光地となるよう取り組みます。

福岡市文化芸術振興計画（令和元(2019)年6月策定）

- ・基本目標「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」の実現に向けて、「アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興」などを政策目標として掲げている。
- ・地域に継承される伝統文化や伝統芸能に関する取組についての支援、伝統工芸に関して伝統と芸術と産業の協働への支援等、「歴史資源、伝統文化や伝統工芸等による新たな魅力創出」を目指している。

福岡市都市計画マスタープラン（平成26(2014)年5月策定）

- ・基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げている。
- ・景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けている。
- ・比恵遺跡が所在する場所は、県道沿いに沿道軸と背後は住工共存ゾーンとなっており、それぞれ、まちの将来像とまちづくりの視点を掲げている（表2-1）。

福岡市歴史文化基本構想（平成31(2019)年3月策定）

- ・歴史文化基本構想とは地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想である。
- ・構想では、文化財の価値を「都市の活力ーまちに生きる人の誇り」、「都市の魅力ーまちを訪れる人々の感動」の資源としていくことを目指し、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を目指す方向としている。
- ・基本方針では、人々の文化財の「価値・資源性」に対する認識を高め、さらに「知る」・「守る」・「活かす」ことが促進されるサイクルの構築に取り組むとしている。

表 2-1 都市計画マスタープランの地区別将来像とまちづくりの視点

拠点・ゾーン・地区	まちの将来像	まちづくりの視点
沿道軸	幹線道路沿道に商業・業務・サービス施設や中高層住宅などが連続した沿道の市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路などの整備状況に応じた土地利用の誘導 ・沿道の有効利用 ・連続性のある良好な街並みの形成 ・後背地などの周辺環境への配慮 ・交通ネットワークの形成
住工共存ゾーン	工場や倉庫、事業所などの工業系の施設と住宅が立地するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の改善 ・住宅の多い地区での良好な市街地環境の保全・形成 ・敷地内緑化などによる緩衝機能の強化

福岡 観光・集客戦略 2013（平成 25(2013)年 3 月策定）

- ・『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の 4 つの力点を設定している。
- ・「魅力づくり」の戦略として「2000 年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記している。

2. 関連法令

(1) 文化財保護法

本史跡は、同法第 109 条(指定時は第 69 条)第 1 項に基づき史跡に指定され、指定地の周辺は広く周知の埋蔵文化財包蔵地「比恵遺跡群」として知られている。

また、史跡の所有者等は、保存及び活用に関する計画を作成し、国の認定を申請することができる。

●史跡の現状変更

指定地内において現状を変更する行為を行う場合は同法第 125 条第 1 項に基づき、文化庁長官による許可を得なければならない。

●史跡の保存活用計画の認定

同法第 129 条の 2 に基づき、史跡の所有者や管理団体は、保存及び活用のために行う具体的な措置の内容等を記載した保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

(2) 都市計画法

本市は全域が都市計画区域であり、市街地が広がる範囲は市街化区域となっている。山間部や福岡空港については、市街化調整区域となっている。

比恵遺跡が所在する場所は市街化区域に該当する。土地利用に関する法規制があり、用途地域ごとに建築用途や建蔽率、容積率が決められている。

本計画対象範囲は、県道沿いに道路境界から 30m は商業地域が設定され、^{はるすみ}春住小学校側は準工業地域が設定されている。商業地域の範囲は準防火地域と地区計画（博多駅南 5 丁目地区地区計画）が設定されている（図 2-2、表 2-3）。

また、建築物を新築するなど土地の形質の変更（50cm 以上の切土盛土）を行う場合は開発許可が必要となる（表 2-2）。



図 2-2 都市計画図（指定地周辺）

表 2-2 土地利用規制法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
都市計画法	都市計画区域	許可 届出先 ①住宅都市局建築指導部開発・建築調整課 ②住宅都市局 建築指導部 建築指導課	①開発行為 1,000 m ² 以上の開発行為（建築物・工作物を設置する目的で行う行為）について許可が必要。ただし、1,000 m ² 以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫や市が管理する建築を目的として行われる開発行為は許可不要。 ②建築規制 建築物を建築する場合は、建築基準法に基づき、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければならない。また、工事が完了したときは、検査を受ける必要がある。	罰金

以上の関係各法の下、史跡整備は可能であるが、指定地の一部は都市計画法上の準防火地域と定められているため、柵や倉庫群等の復元展示を計画する際は使用材料等に留意する必要がある。

表 2-3 地区計画の内容

名	称	博多駅南五丁目地区地区計画
位	置	福岡市博多区博多駅南五丁目の一部
面	積	約4.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、九州の陸の玄関口であるJR博多駅から南へ約1kmに位置する、都市計画道路博多駅五十川線（幅員22m）沿線の商業・業務施設の集積が進行しつつある地区である。都心周辺部の幹線道路沿線としての立地特性を持つ当地区には、今後も商業・業務を主体とした機能の集積が更に見込まれる。</p> <p>このため土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、健全な商業・業務機能の充実を図ると共に、周辺の工業機能との調和のとれた良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な商業・業務施設等の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p>
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>敷地面積が200㎡未満の建築物にあつては、10分の20とする。</p>

(3) 景観法

市全域に景観法に基づく景観条例と景観計画が設定されており、一定規模の建物の新築や改築、外壁の改修などには基準を満たす必要がある。

本史跡の場所は一般市街地ゾーンに設定されており、建築物及び工作物共に高さ31mを超えるもの、建築物では延べ面積が10,000㎡を超えるものが届出の対象となる。

併せて、屋外広告物の商業・沿道系地域に該当しており、規格基準が定められている（表2-4）。

表 2-4 ゾーンごとの景観形成方針（一般市街地ゾーン）

対象	行為の制限
規模・配置	<p>1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。</p> <p>2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。</p>
形態・意匠	<p>1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。</p>
夜間景観	<p>1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。</p>
屋外広告物	<p>1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。</p>

第2節 地理的環境

1. 概要

本市は、福岡県の北西部に位置し、玄界灘、東シナ海を挟んで、朝鮮半島やアジア大陸と近接している。本市と大韓民国の釜山広域市は直線距離で約210 kmに過ぎず、これは本市と広島市との距離（約215 km）よりも近い距離である（図2-3）。この地理的な条件は、本市が大陸との交流拠点として独自の歴史・文化を形成するに至った大きな要因といえる。

本市が市政を開始した明治22(1889)年当時の市域は、面積5.09 km²であった。その後、周辺の町村との合併を繰り返し、昭和50(1975)年の早良町の編入をもっておおむね現在の市域となった。さらに、海浜の埋め立てによっても市域は拡張し、現在の総面積は343.39 km²となった。

政令指定都市である本市は、7つの行政区（東、博多、中央、南、城南、早良、西）で構成され、北は玄界灘に面し、南は脊振山を境に佐賀県に接している（図2-4）。



図2-3 福岡市とアジアの位置関係

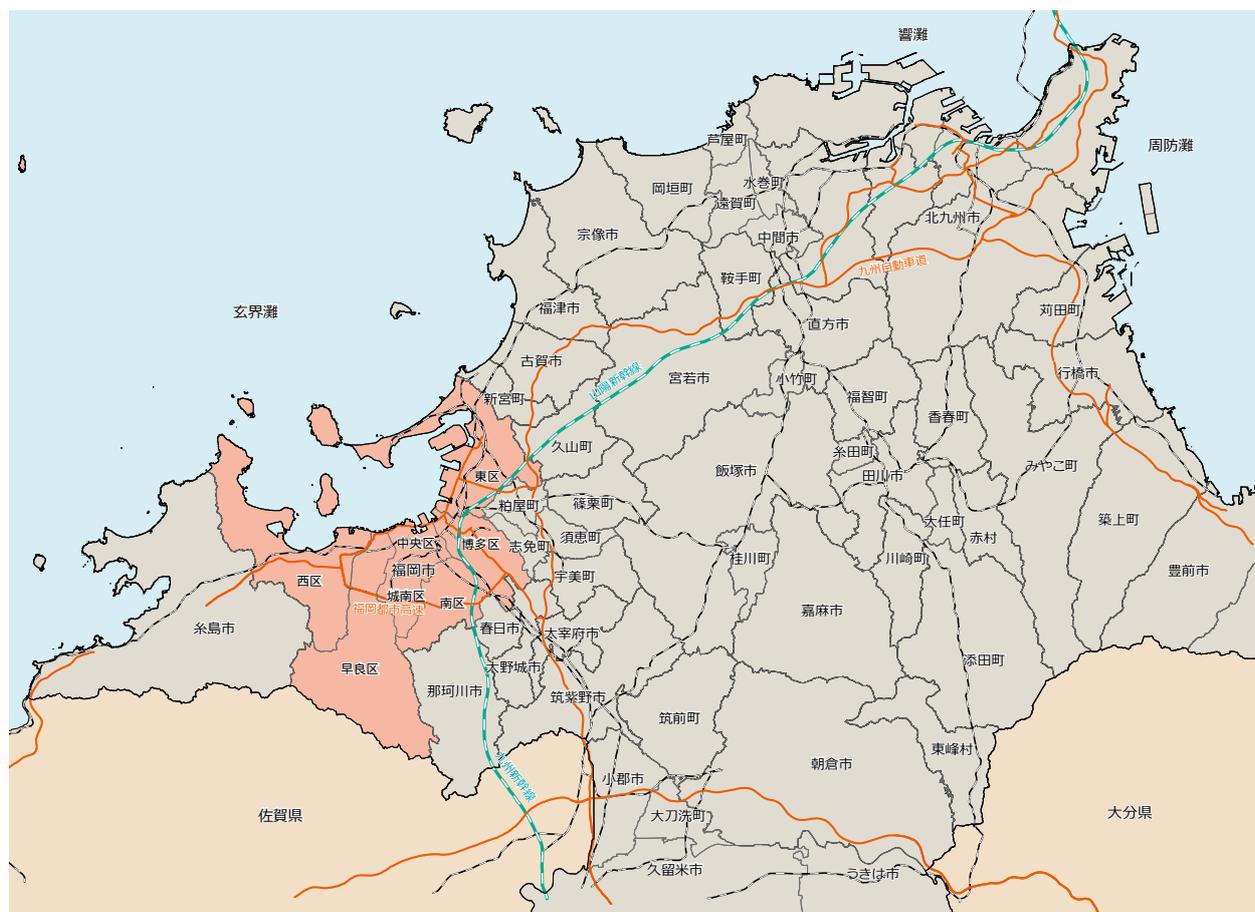


図2-4 福岡市の位置

2. 地形 (図 2-5)

(1) 海・島しょ

北に玄界灘と博多湾が広がっており、博多湾は糸島半島や海の中道等に囲まれたおだやかな内湾となっている。その地形的条件から古くより海上交通の要所となってきた。また、博多湾は比較的水深が浅いため、海浜部は昭和 50 年代以降大規模に埋め立てられ、新たな港湾施設やシーサイドももち地区やアイランドシティなどの居住域が形成されている。

沖合には、能古島^{のこのしま}、玄界島^{げんかいじま}、小呂島^{おろのしま}などの島しょがあり、漁業を中心とした生活文化が形成されている。また、砂州である海の中道の先端には本土と陸続きとなった志賀島^{しかのしま}が位置している。

(2) 平野

平野部は、東から糟屋平野^{かすや}、福岡平野、早良平野、糸島平野と呼ばれ、様々な自然の作用により複雑な地形を形成している。

沿岸部は、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されている。最大の砂州である海の中道や、博多湾南岸の砂丘上では、漁業、製塩など海に関連する生業のほか、交易品が集積する港が成立した。

砂丘の後背に広がる低地部には、阿蘇火山の火砕物が堆積した台地や、河川による氾濫原や段丘などが形成されている。低地部では主に農業が営まれたが、近代以降は都市化により宅地や商業地へと急速に変化した。

(3) 山・丘陵

東は立花山^{たちばなやま} (367.1m) を頂部とする立花丘陵や四王寺丘陵^{しおうじ}、南から西には油山^{あぶらやま} (597m)、脊振山 (1,054.8m)、金山^{かなやま} (967.2m)、高祖山^{たかすやま} (416.1m) などが連なる脊振山地が位置している。林業や狩猟、山間部を利用した農業が営まれるとともに、大規模な山岳寺院も開かれた。

(4) 河川

河川の多くが、脊振山地等と連なる山と丘陵から、北に広がる玄界灘や博多湾に注いでいる。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川^{たたらがわ}、福岡平野の東側を流れる御笠川と西側を流れる那珂川、油山を源流とする樋井川^{ひいがわ}、および脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川^{むろみがわ}が挙げられる。

これらの流域には条里遺構が残されるなど、人々の暮らしと川との歴史的な結びつきを示している。一方で、河川の堆積により形成された低地部では、洪水氾濫により大規模な災害が発生することもあった。



図 2-5 福岡市の地形



図 2-6 博多湾上空からの鳥瞰イメージ

第3節 歴史的環境

良好な内湾である博多湾を有する本市は、古くから海を通じた交流を軸として発展してきた。ここでは、本市の歴史を原始～近現代まで大きく5つの時代区分で整理する。

1. 原始

本市域に人が住みはじめたのは、旧石器時代の約3万年前と考えられている。当時、海面は現在より低く玄界灘には陸地が広がっており、海とは遠く離れた土地であった(図2-7)。縄文時代になって、気候の温暖化とともに次第に海面が上昇していき、玄界灘や博多湾が出現すると、人々は狩猟や採集に加え、魚介類を求めて積極的に海へ進出していった(図2-8)。船の製作技術や航海術の向上によって、中国大陸や朝鮮半島との活発な交流が始まった。

弥生時代、そのような交流を通して、水稲耕作や金属器製作などの技術が伝わった。水稲耕作のために集落がつくられ、やがて、小さな村が統合されて広い地域を統括する国が生まれた。福岡平野では奴国^{なこく}、糸島平野では伊都国^{いとこく}が大きな勢力を持ち、それぞれが中国と直接交渉を行い、奴国王は後漢の皇帝から金印^{きんいん}「漢委奴国王^{かんのわのなのこくおう}」(写真2-1)を与えられた。



図2-7 約2万年前の陸地

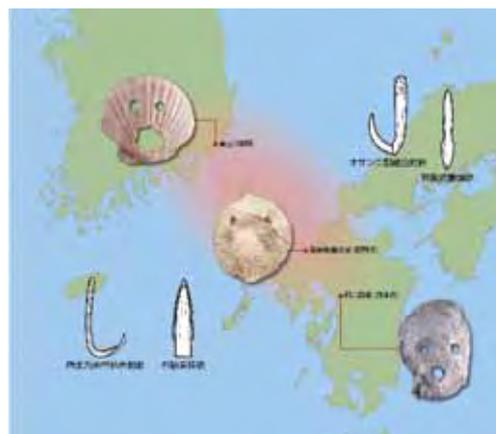


図2-8 朝鮮半島と九州から出土する貝面，漁具



写真2-1 国宝 金印「漢委奴国王」



図2-9 金印の通った道

古墳時代、畿内を中心にヤマト王権が成立すると、各地に前方後円墳が築かれ、その影響はこの地にも及んだ。海上交通を掌握したこの地の豪族たちは、ヤマト王権が朝鮮半島南部の伽耶地域や百済と交渉・交易する際に、パイプ役として活躍していたと考えられる。古墳の内部に作られた横穴式石室は、朝鮮半島の影響を受けた新しい埋葬施設で、日本で最初にこの地に伝わった(図2-10)。



図2-10 鋤崎古墳の初期横穴式石室(模型)

2. 古代

朝鮮半島内で政治情勢が不安定になると、ヤマト王権は対外交渉と地方支配の拠点として、博多湾岸に「那津官家」(比恵遺跡)や「筑紫大宰」を設置した。斉明天皇6(660)年に百済が滅亡すると、ヤマト王権は百済復興のために救援軍を送ったが、天智天皇2(663)年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた。国防・政治体制の変革に迫られたヤマト王権は、筑紫大宰を福岡平野の奥に移し、周辺に水城・大野城・基肆城等の防衛施設を築き、能古島等の湾岸には防人を配置した。

大宝元(701)年には九州全体の統括と外交・軍事を担う「大宰府」が設置された。大宰府の付属機関として博多湾岸に設置された筑紫館は、外国からの使者の迎賓や、唐や新羅へ渡る使節の出発・帰国の場として機能した。

平安時代に入り、この施設は唐の外交施設である鴻臚寺にならって「鴻臚館」(図2-11)の名称で呼ばれるようになった。9世紀以降、遣唐使が派遣されなくなった頃には、唐や新羅の貿易商人たちとの交易の拠点へとその機能を変えていった。



図2-11 鴻臚館跡(復元図CG)

3. 中世

11世紀後半に鴻臚館がその役割を終えると、宋の商人たちの交易の拠点は博多へと移り、鎌倉時代にかけて、民間主導の貿易が活発化した。宋の商人たちの中には博多の町に定住する者もあり、「博多綱首」とも呼ばれ。博多の町には「唐物」と呼ばれる中国風の文物があふれてにぎわった(写真2-2)。



写真2-2 博多遺跡群出土の青磁碗

国際貿易都市としてにぎわっていた博多であるが、文永11(1274)年、元軍の襲来に見舞われ、博多の町や筥崎宮等が大きな被害を受けた。その後、鎌倉幕府は防衛のために博多湾沿岸一帯に石築地(元寇防塁)(写真2-3、図2-12)を築造した。弘安4(1281)年に再び元が襲来したが、石築地の存在や悪天候等によって、上陸による被害を阻止することができた。さらなる襲来に備えて、博多湾岸は警備が強化され、九州の訴訟裁断・軍事を統括する鎮西探題が置かれた。

室町時代には、博多の商人によって日明貿易が主導され、明のほか朝鮮・琉球・東南アジアとの交易が行われた。そのため、地域権力にとって、博多を支配することは重要な課題であった。戦国時代には、大友、龍造寺、毛利など有力な戦国大名が博多をめぐる激しく争い、博多の町は焼打ちなどによって大きな被害を受けた。



写真2-3 石築地(元寇防塁)



図2-12 博多湾沿岸に築かれた石築地

4. 近世

天正15(1587)年に豊臣秀吉が九州平定を成し遂げた後、焼けた博多の町は太閤町割により再編が行われた(図2-13)。この時に現在の博多の市街地形成のベースが整備された。朝鮮出兵の拠点として博多を重視していた秀吉は、博多商人の経済活動に保護を与え、これによって博多の町は再び活気を取り戻した。

江戸時代には、関ヶ原の戦いの功績により筑前国を与えられた黒田長政が、博多の対岸の丘陵地に新たに福岡城と城下町を建設した。那珂川を境にして、新しい城下町「武士の町・福岡」と中世に国際貿易都市として栄えた「商人の町・博多」が併立する「双子都市」が誕生した(図2-14)。参勤交代制度や海運業の発展によって、陸・海の交通網が整備された。唐津街道には箱崎・姪浜・今宿に、三瀬街道には金武・飯場に宿場が置かれた。この頃、港は10か所あり、唐泊・宮浦・今津・浜崎・残島(能古島)の廻船業者による筑前五ヶ浦廻船は大きな利益を上げていた。



図2-13 博多旧図



図2-14 福博惣図(福岡市博物館所蔵)

5. 近現代

明治時代になり、廃藩置県によって福岡県が発足したのち、明治 22(1889)年に「福岡市」が誕生した。発足時は人口約 5 万人・面積約 5 km²で、九州では鹿児島市、長崎市に次ぐ人口であった。明治 32(1899)年の博多港開港や、明治 36(1903)年の京都帝国大学福岡医科大学（のちの九州帝国大学医学部）の設置などを経て、明治 43(1910)年に現在の天神地区で開催された第 13 回九州沖縄八県連合共進会を契機として市街地の整備が進んだ。さらに、周辺町村との編入を繰り返して、本市は九州一の都市へと発展した（図 2-16）。



図 2-15 福岡大空襲後の福岡市街
(福岡市博物館所蔵)

第二次世界大戦中、昭和 20(1945)年 6 月 19 日にはアメリカ軍による空襲で、市内の中心部は大きな被害を受けた（図 2-15）。戦後は焼け野原からの復興を目指し、市街地は徐々ににぎわいを取戻していった。主要道路や鉄道網の整備が進み、昭和 30 年代には人口が 50 万人を突破した。また、第三次産業に特化した産業構造を構築してきたことが人口集中をもたらし、さらに、福岡空港の供用開始や山陽新幹線の全線開通によって陸・海・空の玄関が整備され、昭和 50 年代にはついに 100 万人を突破した。

平成元(1989)年に開催されたアジア太平洋博覧会'89（よかトピア）を契機として、国際イベントの開催やアジアを意識した施設の充実により、福岡を訪れる外国人の数も大幅に増えている。近年では、クルーズ客船の寄港回数が国内最大になるなど、アジアの交流拠点都市として発展を続けている。

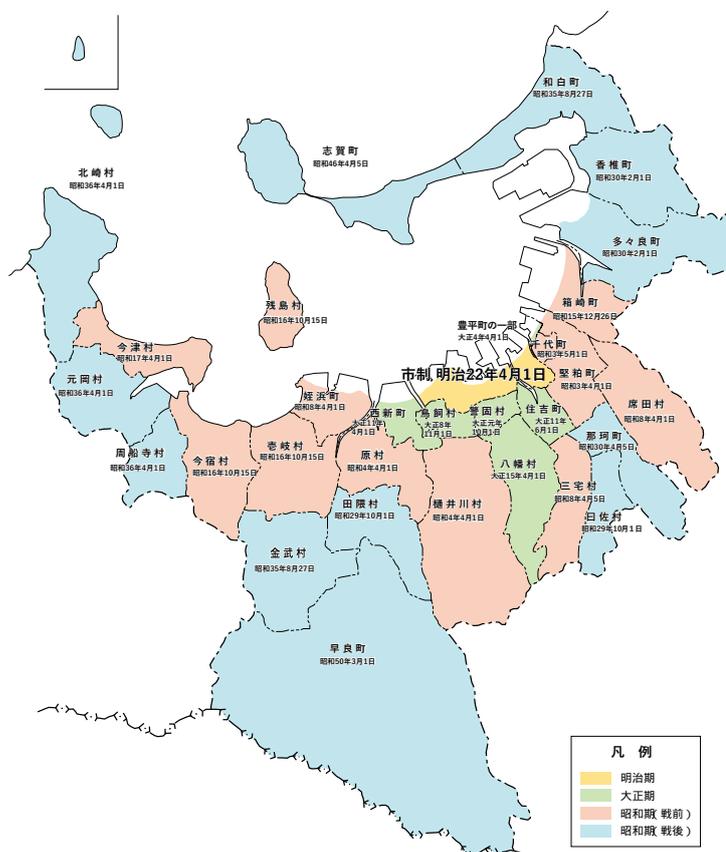


図 2-16 福岡市編入の過程

第4節 社会環境

1. 人口

(1) 福岡市

本市の人口は、平成 27(2015)年の国勢調査で約 153 万 9 千人であり、前回調査時点の平成 22(2010)年と比較して、5.1%増加し、政令指定都市第 5 位の人口となっている。

特に、15～64 歳の割合は 64.8%と全国平均の 60.7%を上回っている。さらに本市では、10 代・20 代の割合が 22.1%と政令指定都市のなかで最も若者の割合が高くなっている。これは、市内に大学及び短期大学が 20 校立地しており、他都市と比べても学生数が多いためである。20 校という数は中国地方、四国地方、九州地方の各県の大学数と比較しても最も多く、本市は「学生の街」といえる。

将来推計人口においても、日本全体の人口が減少する中で、本市の人口は 2035 年頃まで約 20 年の間、増加が見込まれ、2030 年には 160 万人を超える見込みである。一方、年少人口（0～14 歳）は平成 17(2005)年頃から増加しているものの、2020 年頃をピークに減少に向かう見込みである。さらに、老年人口（65 歳以上）は総人口の 20.7%と全国平均の 26.6%を下回るものの、前回より 3.1 ポイント上昇しており、高齢化が進んでいる。今後も一貫して老年人口が増

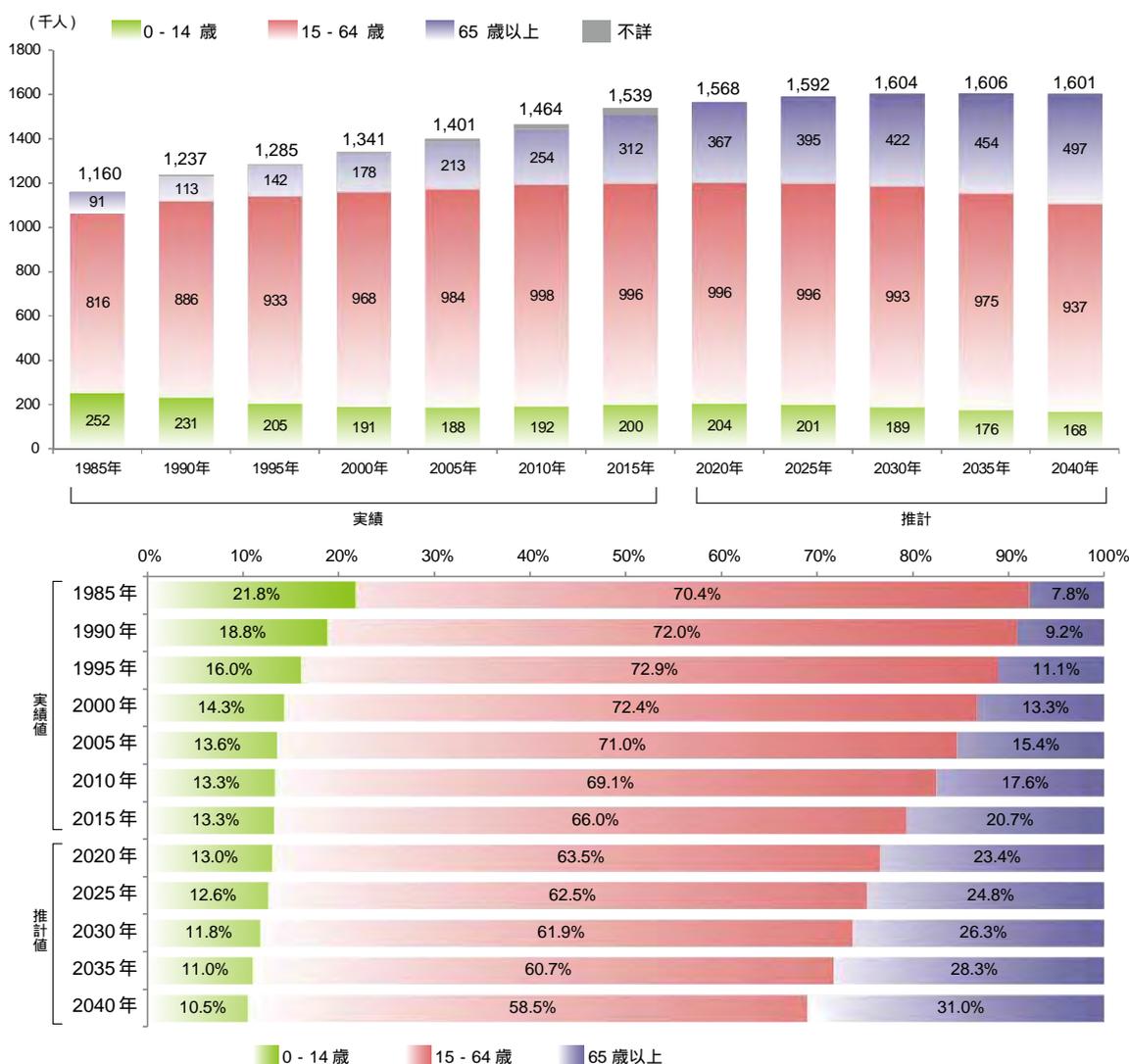


図 2-17 福岡市の推計人口と年齢構造の変化

加し、2040年には全体の31%に達すると予想されている（図2-17）。

本市における人口増加の要因は、主に社会増によるところが大きく、平成23(2011)年以降は毎年1万人以上の転入超過となっている。自然増減は出生数が死亡数を上回っているが、近年では自然増が減少傾向にある。

また、転入人口のなかには外国人も増加傾向にあり、平成25(2013)年から平成30(2018)年までの5年間で10,244人増加している。

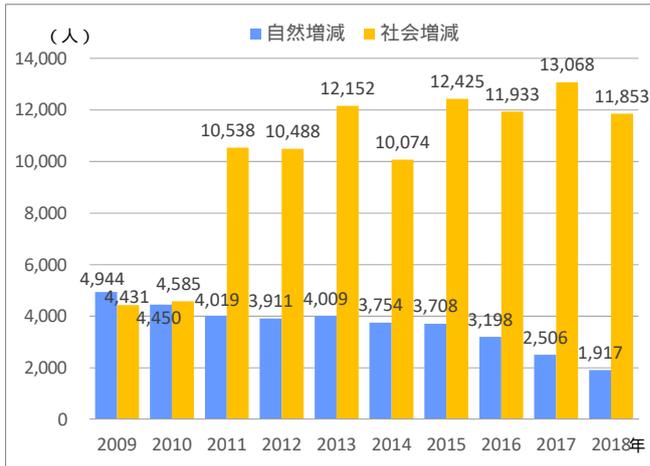


図2-18 人口動態（自然増減・社会増減）

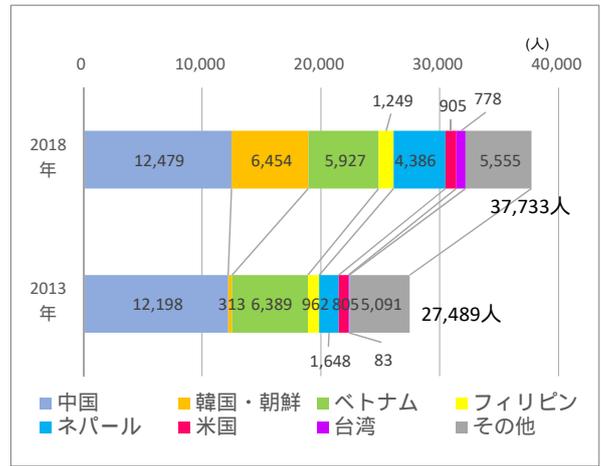


図2-19 在留外国人人口

(2) 博多区と春住校区

平成30(2018)年9月31日現在の住民基本台帳では、博多区の人口は239,905人で、本市の1,579,450人の15.2%となっている。世帯数は博多区が149,524世帯で、市全体の805,501世帯の18.6%を占めている（図2-20）。人口及び世帯数は年々増加しており、1世帯あたり1.6人で、平成12(2000)年の1.9人から0.3人減少しており、単身世帯が増加している。

春住小学校区は人口が11,280人で博多区の4.7%、世帯数は7,259世帯で博多区の4.8%である（図2-21）。

平成12(2000)年から平成30(2018)年の間に人口は1.68倍、世帯数は1.98倍と急速に伸びている。

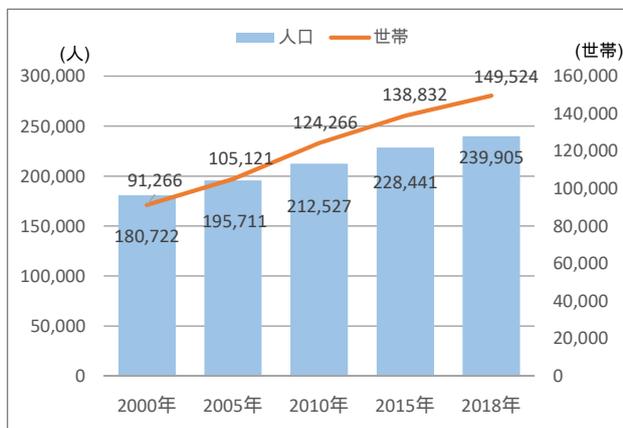


図2-20 博多区の人口世帯数の推移

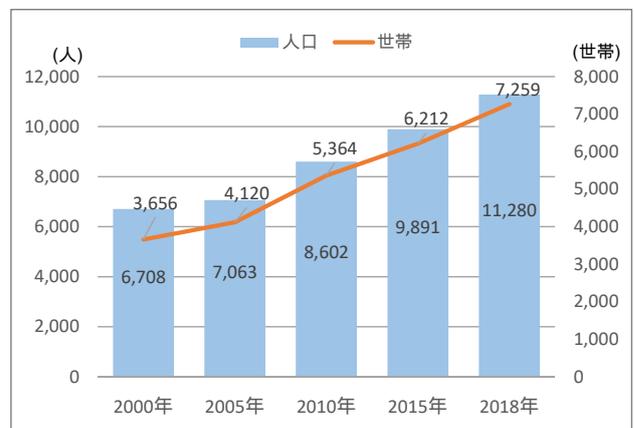


図2-21 春住校区の人口世帯数の推移

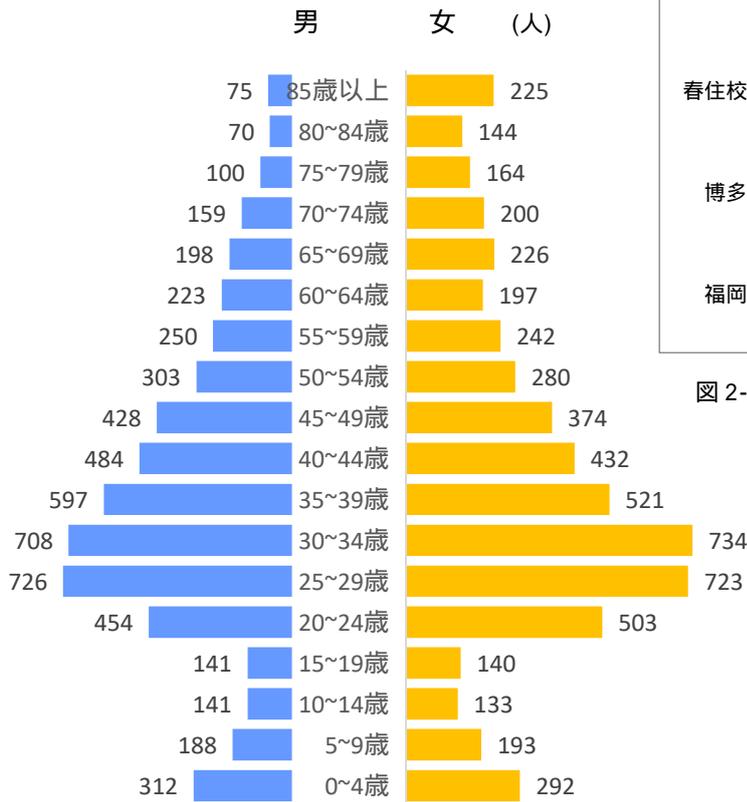


図 2-22 春住校区の男女・年齢区分別人口（平成 30(2018)年）

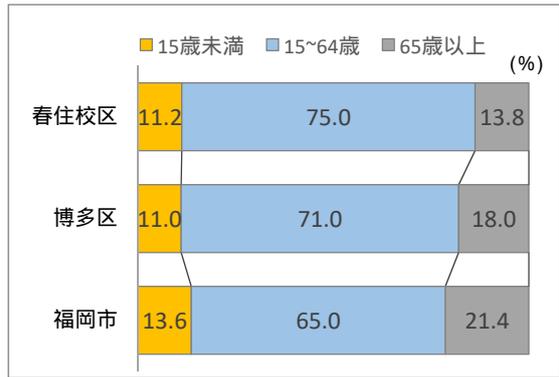


図 2-23 年代別人口割合（平成 30(2018)年）

	転入者計		転入者内訳(%)		
	人	人口比	区内	他区	市外
春住校区	2,452	22.3%	30.5	18.2	51.3
うち市外	1,257	11.4%			
博多区	36,932	16.9%	29.1	18.7	52.2
うち市外	19,276	8.8%			
福岡市	184,964	12.4%	34.3	20.9	44.8
うち市外	82,817	5.6%			

図 2-24 転入者数合計と割合（平成 29(2017)年度）

春住校区の特徴は人口構成が、男女ともに 20 歳代から 30 歳代が市内や博多区での割合と比較して多くなっている。逆に 65 歳以上の高齢者の割合は 13.8%で、市内や博多区に比べ低くなっている。また、転入者数の割合も人口比で 22.3%と、博多区の 16.9%と市内の 12.4%と比べ非常に高くなっている（図 2-22~24）。

春住小学校の児童数の推移を見ると、2000 年の児童数は 293 人で、2005 年は同数の 293 人であるが、2010 年には 384 人、2015 年には 485 人と増加し、2018 年では 600 人と 18 年間で約 2 倍となっている（図 2-25）。これは「指定学校変更許可区域」の設定により通学区域の弾力化を

取り入れたことも一つの要因と考えられる。

児童増加率も平成 27(2015)年から平成 30(2018)年にかけては 7.9%であり、市内や博多区の 1%台と比べ大きくなっている(図 2-26)。

以上のことから、春住校区は 20 歳代の若者や子育て世代の比較的若い夫婦の家族が移り住んできていることが考えられる。

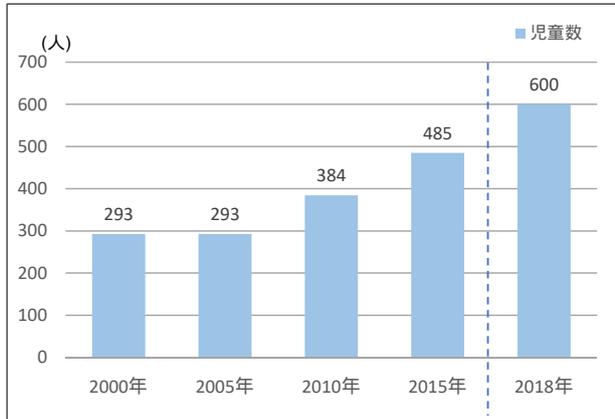


図 2-25 春住小学校の児童数推移

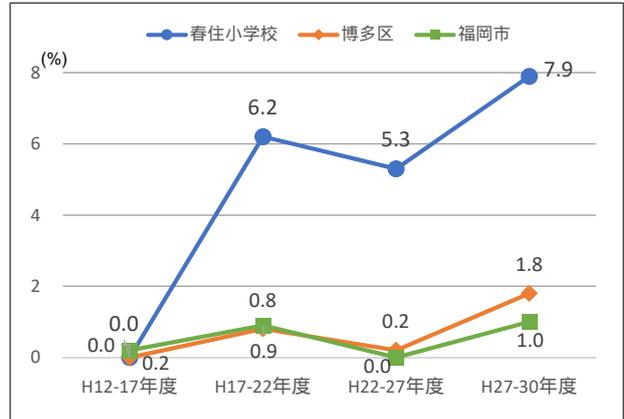


図 2-26 児童数増減率

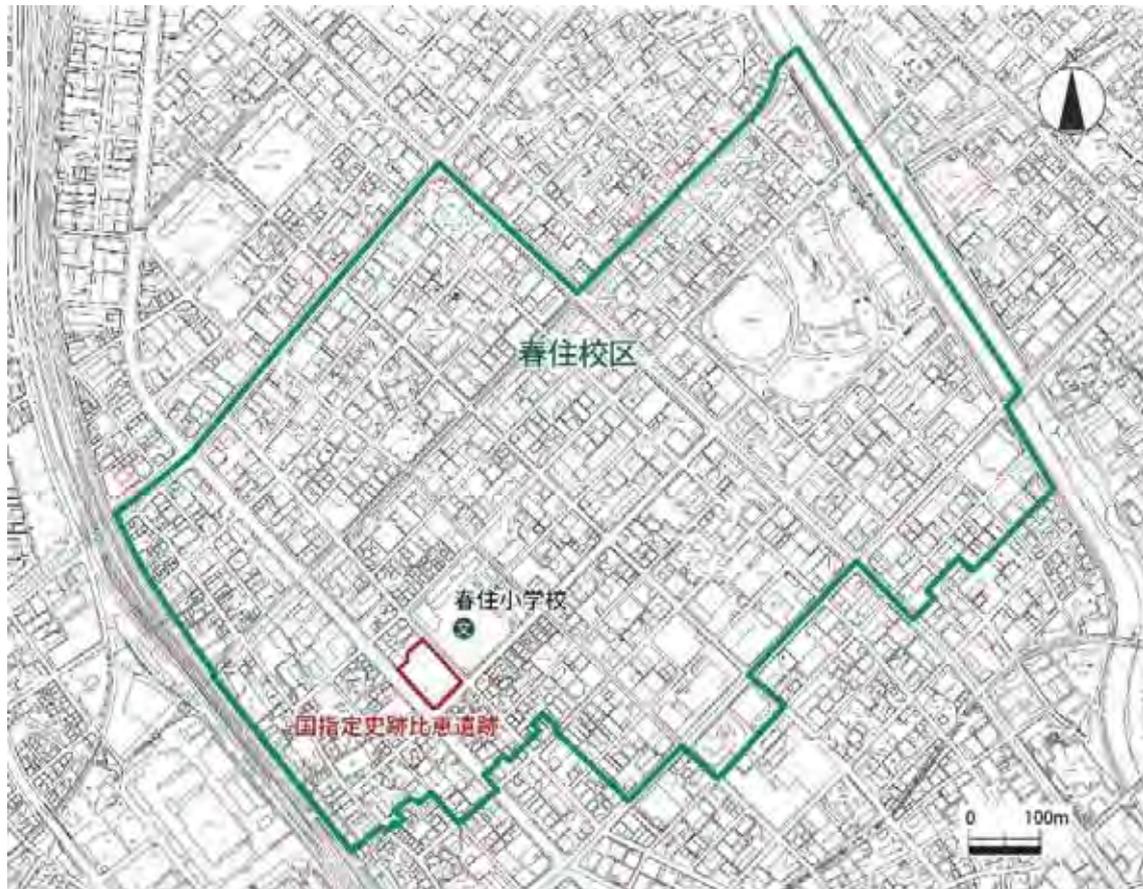


図 2-27 春住校区と史跡指定地

2. 交通

(1) 鉄道・バス

市内の主な公共交通機関は、鉄道・地下鉄と路線バス、島しょ部を結ぶ渡船等である（図 2-28）。本市では、天神・博多の都心部を中心として、鉄道に沿ってY字型の形で都市が発展してきたが、地下鉄七隈線ななくまの開業や福岡外環状道路そとかんじょう、都市高速道路の整備等により、放射環状型の交通軸が形成されている。バス路線も充実していることから、市街化区域のほぼ全域が公共交通を利用して30分以内で都心へ移動することが可能であり、交通利便性は高いと言える。また、新幹線を含む多くの鉄道路線が乗り入れている博多駅、九州島内を中心に全国と高速バス路線で結ぶ西鉄天神バスターミナルと博多バスターミナル、国内線 26 路線・国際線 22 路線（平成 31(2019)年 3 月現在）を有する福岡空港は九州の長距離交通の結節点となっている。福岡空港から都心までの所要時間は 15 分以内と短く、空港から都心部へのアクセスが良いことも特徴の一つである。

国際拠点港湾に位置付けられている博多港からは、国内外の主要港への航路ネットワークが築かれており、近年では、コンテナ取扱個数や国際乗降客数が増加している。

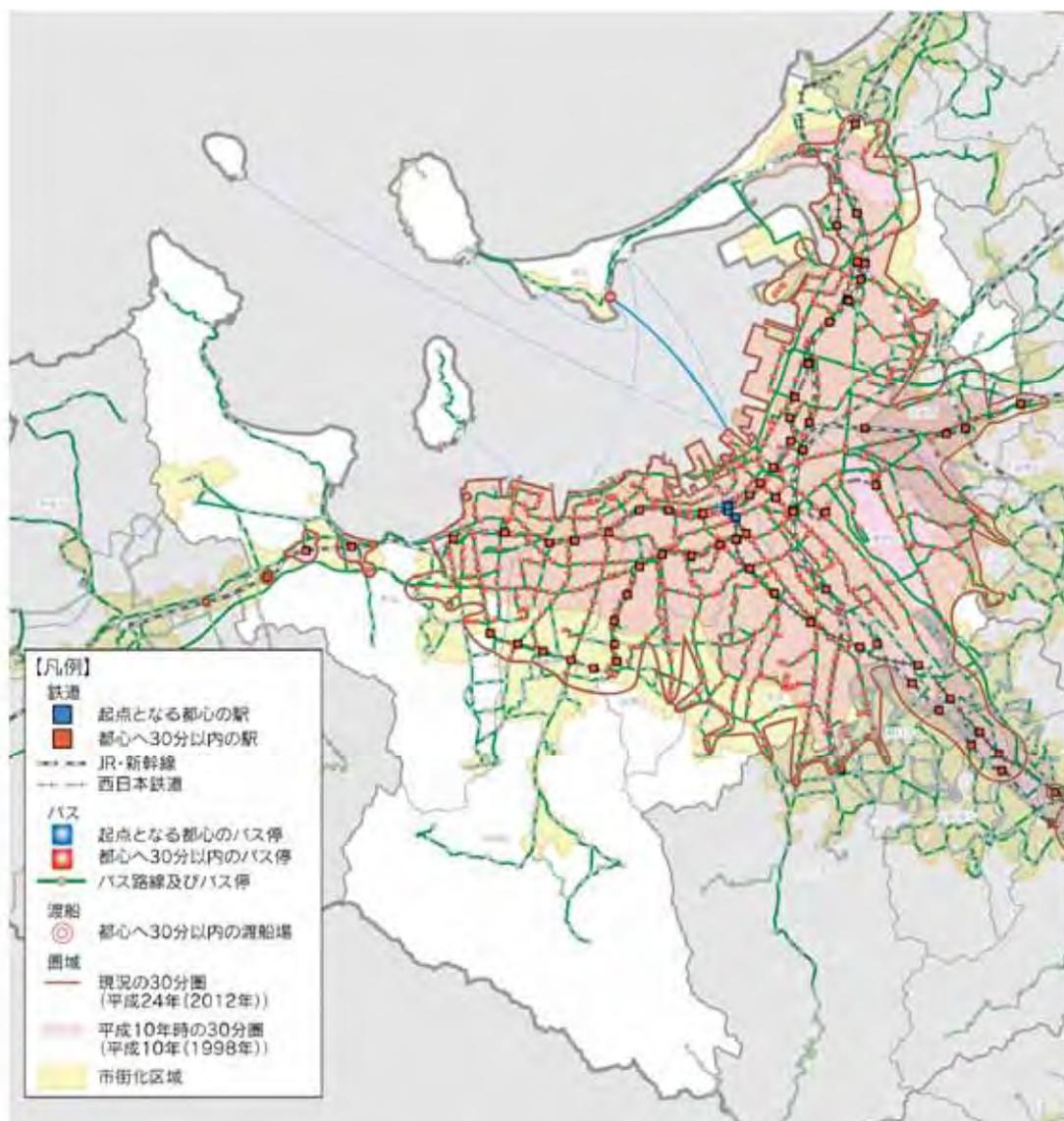


図 2-28 公共交通機関による 30 分圏内（出典：福岡市総合交通戦略）

(2) 道路

本史跡は JR 博多駅と隣の JR 竹下駅の間ほどに位置している。県道 575 号山田中原福岡線に面しており、博多ふ頭から天神・博多駅と竹下、南区の井尻やおき佐を結ぶ西鉄のバス路線となっており、史跡地の正面に春住町のバス停がある(図 2-29)。

JR 博多駅と JR 竹下駅からはともに約 1.5km の距離で、徒歩でも 20 分程度となっている。



図 2-29 交通網図

3. 災害

本市のハザードマップでは、計画地で予想される災害は洪水浸水と高潮の水害、^{けいこ}警固断層を震源とした地震が予想されている。

(1) 水害

洪水浸水は那珂川流域など、地盤が低い箇所想定されており、計画地の北側が0.5m未満の河川浸水区域とされている(図2-30)。

高潮では、博多湾の潮位が高くなることからの被害が想定され、計画地周辺にも影響があるとされている。なお、高潮の場合は隣接する春住小学校が浸水するとされている(図2-31)。



図 2-30 河川浸水想定図



図 2-31 高潮想定図

(2) 地震

計画地は福岡平野を南東に伸びる警固断層に近く、平成 17(2005)年 3 月 20 日に起きた福岡県西方沖地震では震度 5 弱(博多区)を観測している。本市が公表している「揺れやすさマップ」においても、警固断層南東部帯を震源としたマグニチュード 7.2 の地震が発生した場合、博多区のほとんどが震度 6 強となっており、地震時には一帯でも被害が想定される(図 2-32)。

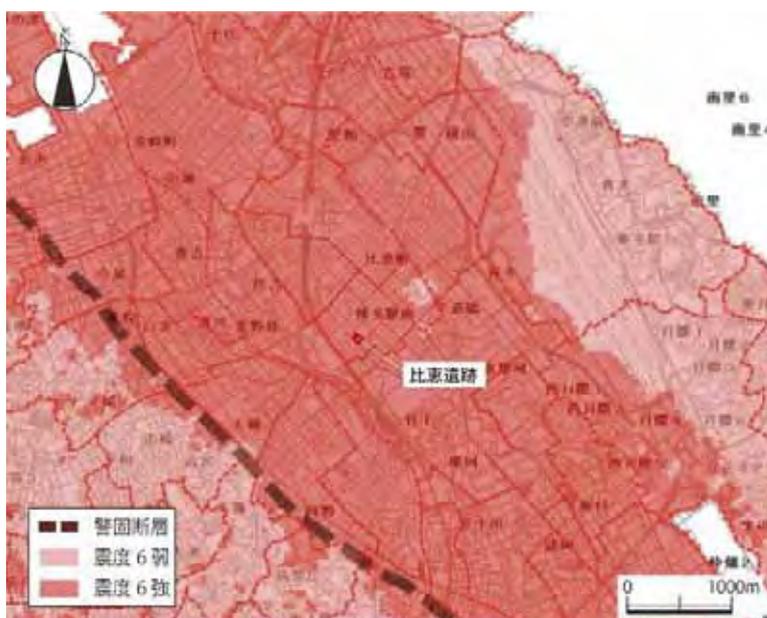


図 2-32 揺れやすさ想定図

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定

1. 指定の概要

指定の概要は以下のとおりである。

表3-1 指定の概要

名称	比恵遺跡
種別	史跡
時代	古墳・古代
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目71-14, 72, 87-2, 88-2
面積	4,363.08㎡
指定年月日	平成13(2001)年8月13日
指定基準	一. 貝塚, 集落跡, 古墳その他この類の遺跡
指定理由	福岡平野の北部, 博多湾の近くに位置する, 6世紀中頃から7世紀にかけての, 約60m四方の柵で囲われた区画に極めて計画的に配置された倉庫群。何らかの公的施設と推定される, 古墳時代のものとしては希少な遺構であり, 学術的価値が高い。また, 当時の大和政権の北部九州における軍事・外交の拠点と考えられる那津の「官家」に関連する施設の可能性がある, 古墳時代後期の政治・外交を考える上でも重要である。
管理者	福岡市

2. 指定内容とその範囲

(1) 指定説明

「比恵遺跡は福岡平野北部の台地上に広がる弥生時代から中世にかけての遺跡であり, 弥生時代の大型集落が存在したことも知られている。近年, 市街化が進む中で, 発掘調査が進み, この遺跡中に6世紀から7世紀にかけての大型建物・柵・倉庫を伴う地点が存在することが, 数回の調査で明らかにされてきた。

昭和59年に, 建物建設に伴い発掘調査が行われ, 南西から北東に伸びる柵, 柵に沿って並ぶ5棟の総柱建物群そうぼしらたてもの, その他2棟の総柱建物が発見された。調査後は盛土され, 遺構は保存された。平成12年には, 南に隣接する土地で建物建設に伴う調査が行われ, 前回調査の遺構とほぼ対称に向かい合う位置に, 同様な構造の柵と総柱建物群が新たに発見された。柵は, 布掘りによって設置された, 2~2.5mの間隔で並ぶ3本1組の掘立柱列からなる特殊な構造をもち, 回廊状の庇をもつ木塀と推定される。建物は全て3間×3間の総柱建物で, 柱間寸法は約2mのものが多く, 高床の倉庫と考えられる。これらの調査の結果, 柵に囲まれた1辺約60mの方形区画, 柵に沿って整然と並ぶ倉庫群, 中央の空閑地と倉庫群などの様子が明らかにされた。出土遺物から, この施設は6世紀中ごろから7世紀にかけて存続したことが確かめられた。

比恵遺跡で確認された倉庫群の計画的な配置は, 古代律令期の官衙正倉かんがしょうそうにつながるものであり, ここが何らかの公的な施設であったと考えられる。同様な遺構は, 古墳時代の遺跡として

は、全国でも類例が少ない貴重なものである。なお、『日本書紀』宣化天皇元年条（536年）には、筑紫国的那津口（博多湾）に「官家」が設置されたことが記されている。この那津の「官家」は、当時の朝鮮半島の情勢に対応するための^{べん}兵站基地として大和政権により設置され、対外的な窓口としても機能していたと考えられる。遺構の計画的配置、周辺の大規模建物等の存在、遺跡の時期、博多湾に近いという地理的位置から見て、この遺跡が那津の「官家」に関連する施設の可能性もある。

以上のように、比恵遺跡は、古墳時代後期の稀少な遺構が良好に保存され、わが国の古墳時代後期における政治情勢や、律令国家形成への過程を知る上で、重要な歴史的・学術的意義を有している。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。」

出典：『月刊文化財』454号（平成13(2001)年7月1日）

（2）指定地の範囲

指定地の範囲、指定地内の地番とその位置は図3-1、表3-1のとおりである。

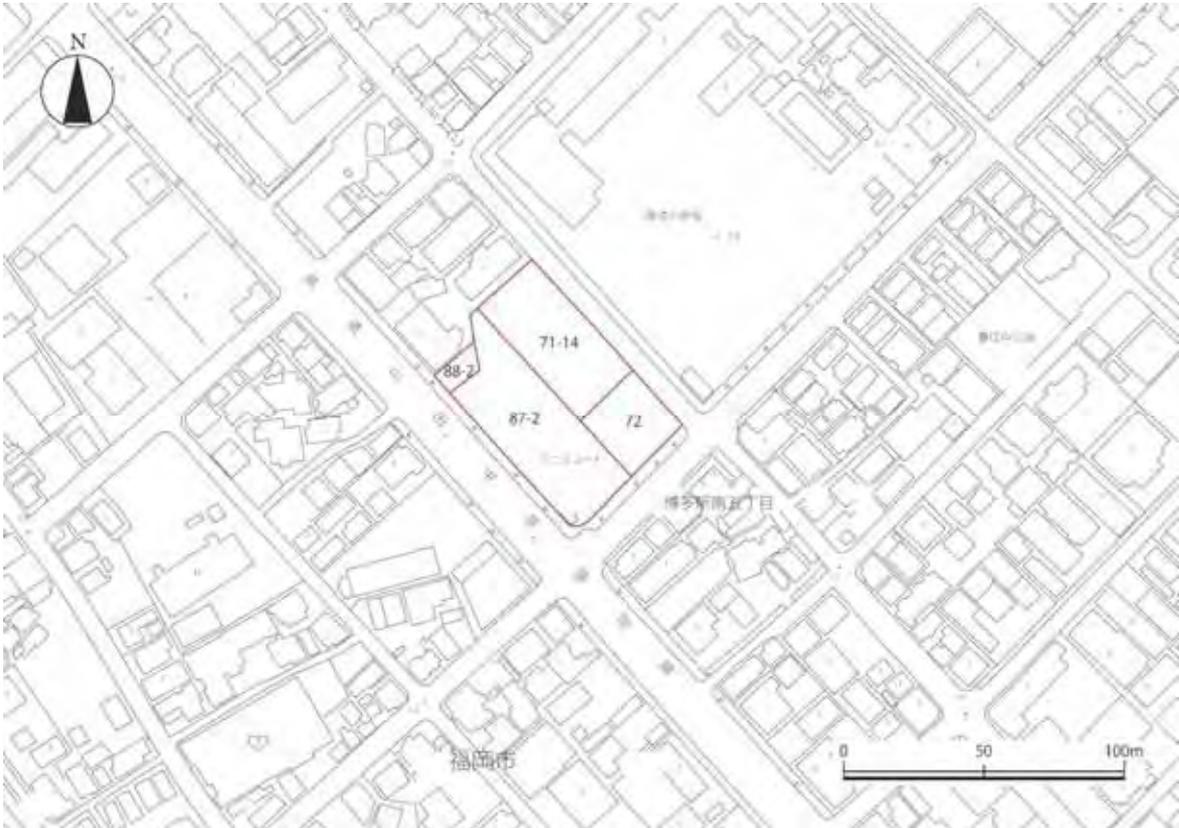


図3-1 指定にかかわる地番位置図

表3-2 史跡指定にかかわる地番（官報告示文）

福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目	七一番ノ一四，七二番，八七番ノ二，八八番ノ二
------------------	------------------------

出典：官報告示 号外第169号（平成13(2001)年8月13日）

（3）管理団体

本史跡の管理団体は指定されていないが、土地の所有者はすべて福岡市であるため、本市文化

財担当部局が管理を行っている。

3．指定地の土地利用履歴

指定地は昭和 13・14(1938・1939)年に周辺一帯とともに土地区画整理事業が実施された後、工場用地として利用された。その後、ホテル社員の福利厚生施設として利用されたため、指定地内には当時の名残であるバスケットゴールやトイレの基礎等が残存しているが、平成 12(2000)年度に実施された発掘調査後、指定地全体が福岡市有地となっている。

4．指定地の土地所有状況

現在の本史跡の地番一覧と地目・地籍・所有者を表 3-3 に示す。

なお、指定地は平成 13(2001)年 10 月に本市が公有化した。

表 3-3 地番一覧と地目・地籍・公有化年度・所有者

地番	地目	実測面積(m ²)	公有化年度	所有者
福岡市博多区博多駅南五丁目 71-14	宅地	1,421.28	平成 13 年	福岡市
福岡市博多区博多駅南五丁目 72	宅地	681.51	平成 13 年	福岡市
福岡市博多区博多駅南五丁目 87-2	宅地	2,136.49	平成 13 年	福岡市
福岡市博多区博多駅南五丁目 88-2	宅地	123.80	平成 13 年	福岡市
合 計		4,363.08		

第 2 節 調査の成果

1．これまでの研究

比恵遺跡群の存在を最初に学会に紹介したのは、それまでの遺物の採集によって、この地に先史時代の遺跡が所在することを推測し、「これ程の広き遺跡」であることや「最古の^{なかつ}那津の都市」としての評価を与えた九州帝国大学の中山平次郎で、大正 14(1925)年にさかのぼる。

その後、昭和 8(1933)年に一帯で開始された土地区画整理によって、「田地面より高き」丘陵部が「徐々に地下げによって・・・田地と化し」ていき、貴重な遺構や遺物が多く失われていったが、昭和 13(1938)年、同大学法文学部(現 文学部)の鏡山猛によって、その一部を対象とした本格的な第 1 次発掘調査が行われ、方形に区画された弥生時代の^{かんこう}環溝集落が発見された。これは、戦後の同時代集落の先駆的な研究につながり、比恵遺跡の名を全国に広めるきっかけともなった。

また、昭和 27(1952)年の第 2 次調査で確認された同時代の方形区画溝は、昭和 35 年 1 月に「比恵環溝住居遺跡」として福岡県指定史跡となり、現地に保存されている。また、昭和 40(1965)年過ぎからは、高度経済成長に伴う、一体の著しい都市化によって、開発工事に伴う緊急発掘調査が行われ始め、1980 年代以降は周知の埋蔵文化財包蔵地である「比恵遺跡群」として本市によって調査されてきた。

2．比恵遺跡群について

(1) 地理的環境

本遺跡群は、福岡平野の中央部分を北流する那珂川と御笠川に挟まれた中位段丘に立地する遺跡で、この段丘は、花崗岩の風化した礫層を基盤とし、その上面に阿蘇火砕流堆積物であるAso-4由来の八女粘土および鳥栖ローム層が堆積する洪積丘陵である。遺跡群は、最大で南北約1km、東西0.8kmを測り、その面積は65haにおよぶ。先述のとおり、都市化の影響により、表層地形の改変が著しく、現況での標高は北端部で約5m、南端部で約7mとなっている。

本遺跡群内の旧地形は旧河川の開析や浸食により、起伏に富む複雑な様相を呈する。本史跡(第8・72次調査)が占地する遺跡群の西側は、旧河川により丘陵本体から切り離された島状を呈していたものと考えられる。

なお、本遺跡群の南側および東側には、浅い鞍部や谷地形をはさみながら一連の丘陵が広がり、それぞれ那珂遺跡群、山王遺跡と呼称される。また、北側は、中世貿易都市遺跡として著名な博多遺跡群が立地する砂丘背面の後背湿地となっている(写真3-1、図3-2、図3-3)。

(2) 歴史的環境

本遺跡群が所在する福岡平野中心部は、弥生時代には『魏志倭人伝』に記された「奴国」に位置付けられる。また、古代には「那津」・「灘県」・「那大津」などとも呼称され、律令制下では中心部が那珂郡、東側を席田郡とされている。このような歴史背景から同平野では、弥生時代以降、古代から中世に至る多くの遺構群が展開している。

本遺跡群も例に漏れず、主に弥生時代以降の遺構や遺物がこれまでの150次を超える調査によって数多く発見され、遺跡の様相が判明しつつある。

弥生時代(紀元前7・8世紀頃～3世紀前半)

前期には、最も古い集落が遺跡群の北側で形成され始め、竪穴住居や貯蔵穴群がまとまって確認されている。なお、隣接する那珂遺跡群の南西端では早期にさかのぼる福岡平野最古の二重の環濠で囲まれた集落が築かれており、注目される。その後、中期にかけては、広く集落が展開し、特に中期後半から後期にかけては、爆発的に集落が増加したことがうかがえる。また、特筆すべき遺構として数多くの井戸があげられ、人口の急増に伴う水資源の確保のために掘削されたものと考えられる。その他、居館を想像させる大規模な方形区画、大小の運河、倉庫群、金属器などの铸造遺物、大規模な農業用灌漑施設、那珂遺跡群も含めて丘陵部を縦走する道路や列島各地の土器が確認されている。

この時期の墓には、北部九州で多く採用される甕棺墓が多く、本遺跡群でも中期中頃の墳丘墓に埋葬された甕棺墓には、青銅製の剣が副葬されていた。その被葬者は、一帯の集団を統率するようなリーダーであることを示しているが、奴国の王墓とされる須玖岡本遺跡(春日市)の副葬品と比較すると、その質や量は大きく劣っている。しかしながら、本遺跡群でこれまで確認されてきた遺構や遺物から、奴国において須玖岡本遺跡周辺が政治拠点であると同時に、本遺跡群周辺が経済交易の拠点であると位置付けられ、近年では「都市」としての評価もなされている。

古墳時代(3世紀後半～6世紀)

本史跡の主体となる古墳時代では、初頭に本平野最初の前方後円墳である那珂八幡古墳が那

珂遺跡群の中央部分に築造される。この首長墓の立地は、直前の弥生時代に設けられた道路と密接に関係するもので、道路の延長距離は1.5km以上にもおよび、幅は約7mを測る。また、道路に沿って、本遺跡群では集落がレイアウトされ、那珂遺跡群では同古墳の他、方形周溝墓と呼ばれるやや小規模な墳墓が規格的に配置されるなど、両遺跡群の基幹となる。また、首長墓は、時間をおいて、さらに^{はんづかきた}剣塚北古墳（5世紀後半）と^{とうこうじけんづか}東光寺剣塚古墳（6世紀中頃）の前方後円墳が那珂遺跡群に築造されるなど、本平野内での重要な位置を失っていない。

ただし、3世紀後半頃以降、5世紀にかけては、集落の検出例は少なくなり、一時的な衰退傾向が見受けられる。6世紀になると掘立柱建物と竪穴住居で構成される集落が本遺跡群や那珂遺跡群に新たに数地点で出現し、本遺跡群では、本史跡が立地する西側の島状丘陵部分と遺跡群南半部の中央高所に認められる。また、同地点における遺構の検出状況から、継続的に集落が経営されたことが看守できる。

ここで特筆すべきは、本史跡の指定にかかわる柵と大型総柱建物（倉庫）の造営が6世紀後半に始まり、先述の集落とは排他的に占地する。これらのいわゆる規格性の高いミヤケ状の遺構は、「那津官家」に比定される本史跡（第8・72次調査）以外に、本遺跡群北西部の第7・13・39・108・125次でも確認されている。前者が最大規模を誇るが、やや小規模な後者も那津官家を構成する一部であった可能性が指摘され（米倉 2003、菅波 2013、辻田 2013 など）、本遺跡群の北西の段丘端部付近には、これらの遺構群が占地することが明らかとなってきた。ここで検出される総柱の建物遺構は、古墳時代後期に通有のそれが、単独あるいは、竪穴住居と混在して所在すること多いことや、その平面積や柱穴の規模は1/2～1/3程度であること、布堀りを採用することが殆どないことから、極めて異例であり、その希少性や規格的な配置が際立っている。なお、この造営開始時期は先に触れた大型の前方後円墳である東光寺剣塚古墳とほぼ同時代であり、その被葬者は那津官家の管掌者であった可能性も指摘されている（辻田 2013）。

また、那珂遺跡群では、6世紀末から7世紀初頭と推定される最古期の古瓦が出土しており、瓦葺き建物が存在したことをうかがわせる。

古代(7世紀～11世紀)

7世紀以降になると本遺跡群にかわり、那珂遺跡群に展開する遺構群の比重が大きくなる。なお、この時期までに上述のミヤケ状の遺構は廃絶している。

那珂遺跡群では、7世紀代に存続期間の短い建物が検出されており、大宰府の前身である「筑紫大宰」や斉明天皇の「^{ながつのみや}長津宮」に関連する遺構との指摘もある。

また、8世紀には、本遺跡群の東端と山王遺跡との鞍部に官道であるいわゆる「水城東門ルート」が開設されている。本ルートは大宰府水城東門跡からほぼ直線的にN-43°-Wの方位で延び、博多遺跡群に到達すると考えられている。

また、9世紀～11世紀にかけては、本遺跡群で集落関係の遺構や遺物が認められるが、その分布は散漫である。なお、本遺跡群は、律令体制下には筑前国那珂郡に属し、9郷のうち、那珂郷にあったと推定される。

中世(12世紀～16世紀)

12世紀～13世紀前半には、本遺跡群の南側を主体に集落が展開し、北側では農業用の灌漑水

路が認められることから、村落化に伴って水田開発が進んだことを示している。その後、14世紀にかけては、集落の主体は那珂遺跡群に集約され、本遺跡群では可耕地がさらに拡大することが多くの水路の検出より窺える。なお、中世後半(15～16世紀)では、遺構の検出例は本遺跡群では少なく、前代同様に集落の主体は那珂遺跡群や山王遺跡にある。

なお、本遺跡群を含む周辺は、那珂西郷^{さいごう}とされ、主に管崎宮領となっていたが、少弐氏や大内氏による所領争いの舞台ともなった。

近世以降(17世紀～)

豊臣秀吉による九州平定後、筑前国は小早川氏の領地となり、その後の関ヶ原の戦の戦功によって、豊前国から国替えした黒田氏の福岡藩領となって幕末に至る。同氏の居城であった福岡城の城下の東側は、那珂郡となり、本遺跡群の周辺は、おおむね西側が犬飼村、東側が比恵村と呼ばれ、近世の地誌によれば、前者には人家が少なく、博多の住民が田地の耕作に携わっていたようである。両村は明治22年までの村名で、その後、堅粕村、堅粕町となり、昭和3年に福岡市に合併し、現在は本遺跡群の多くは、博多区博多駅南に含まれる。



写真 3-1 比恵遺跡周辺の航空写真

[参考文献]

米倉秀紀 2003「筑前におけるミヤケ状遺構の成立」『先史学・考古学論究』IV(龍田考古会)

菅波正人 2013「律令成立期前後の福岡」『新修 福岡市史 特別編 自然と遺跡からみた福岡の歴史』(福岡市史編集委員会)

辻田淳一郎 2013「古墳時代の集落と那津官家」『新修 福岡市史 特別編 自然と遺跡からみた福岡の歴史』(福岡市史編集委員会)



図 3-2 比恵遺跡周辺の主な遺跡と古墳

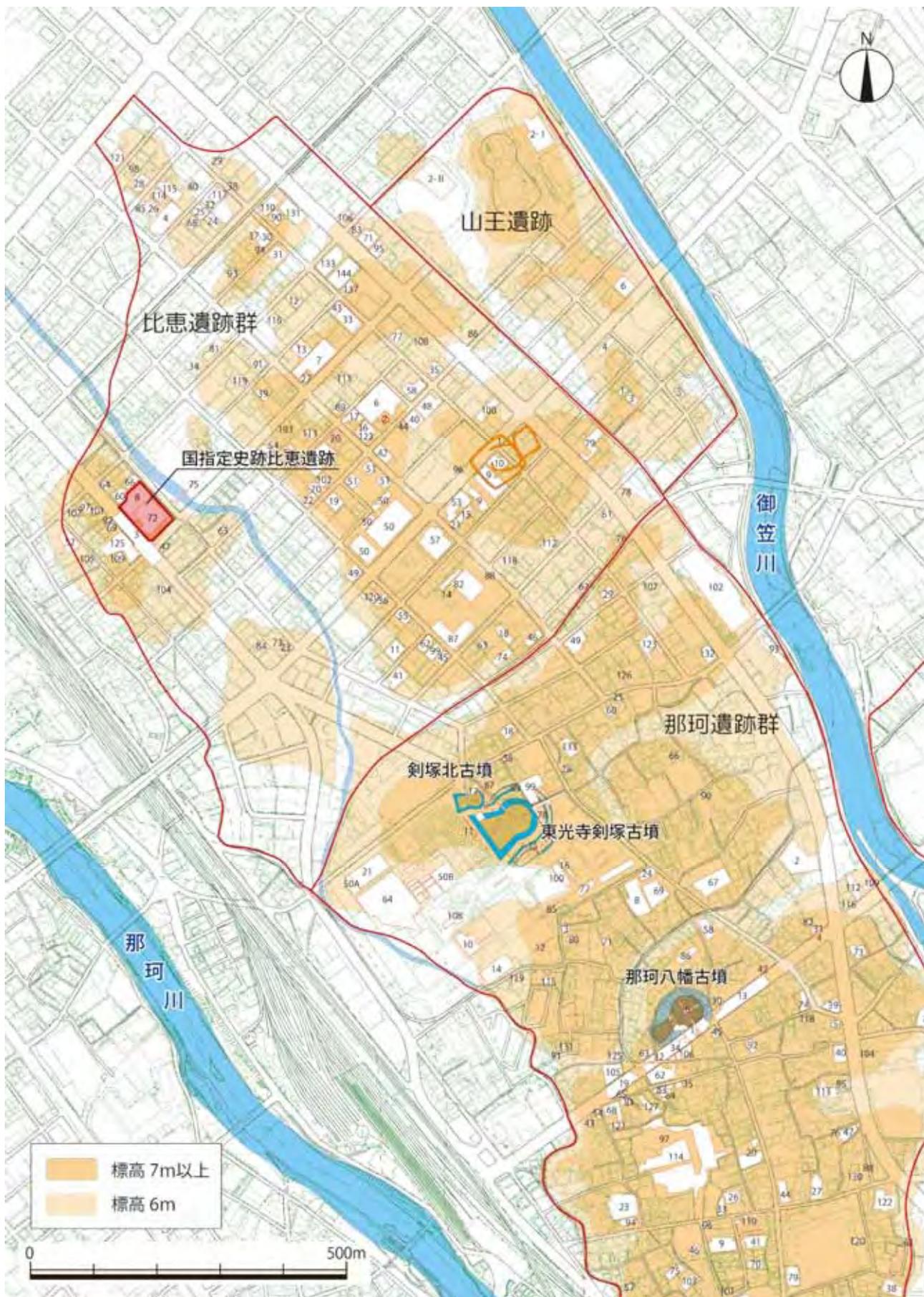


图 3-3 比恵遺跡群旧地形復元图

3. 史跡指定地における発掘調査の成果

史跡指定地（以下、指定地）が立地する地形については第2節2でも詳しく述べているが、福岡市博多区の中央を占める福岡平野を貫流する那珂川と御笠川に挟まれた、南東－北西方向に延びる段丘面上である。この段丘面は河川や小さな谷によって複雑な起伏をなしており、指定地は段丘面の北西端部、小河川によって本体の段丘面から切り離された、南北約300m、東西200mを測る島状の部分に位置する。周辺の試掘調査などの結果からこの部分を画する小河川は少なくとも鎌倉時代以降に耕地となるまでは流路として機能していたと考えられる。段丘面本体との間は130mほどであるが、南側では東側に延びる突起状の張り出しがありこの部分では幅約50mほどである（図3-3）。

指定地とその周辺には弥生時代以降、各時代の遺構が濃密に分布するが、昭和初期に実施された土地区画整理事業のため大きく地下げされている。このため、現表土下でただちに阿蘇火砕流堆積物である鳥栖ロームが検出され、周辺の発掘調査においても区画整理事業以前の地表面が残っていた例はほとんどない。

指定地においては、昭和54(1984)年と平成12(2000)年に2回にわたって、順に比恵遺跡群第8次調査、同遺跡群第72次調査として、ほぼ全面で発掘調査が実施され（表3-4）、貴重な遺構の存在が明らかとなっている（表3-5、図3-4～7、写真3-2～7）。

表3-4 各発掘調査の情報

比恵遺跡群 第8次調査	調査面積	2,240㎡	比恵遺跡群 第72次調査	調査面積	1,874㎡
調査地	福岡市博多区博多駅南5丁目 71-14, 87-2, 88-2		調査地	福岡市博多区博多駅南5丁目 71-14, 72, 87-2	
調査期間	昭和54(1979)年1月17日～4月18日		調査期間	平成12(2000)年5月9日～9月19日	
調査報告書	福岡市埋蔵文化財調査報告書第116集 1985年		調査報告書	福岡市埋蔵文化財調査報告書第663集 2001年	

表3-5 指定地内の主な検出遺構

時代		遺構種別 ()内の数字は基数
弥生時代	前期	貯蔵穴(25), 竪穴住居(1)
	中期～後期	甕棺墓(27), 井戸(82), 竪穴住居(15)
古墳時代	3世紀後半～4世紀	井戸(4)
	5世紀～6世紀中頃	竪穴住居(5), 井戸(3)
	6世紀中頃～7世紀前半	柵(2), 倉庫(10)
古代	7世紀後半	土坑1基
	8世紀前半	溝1条

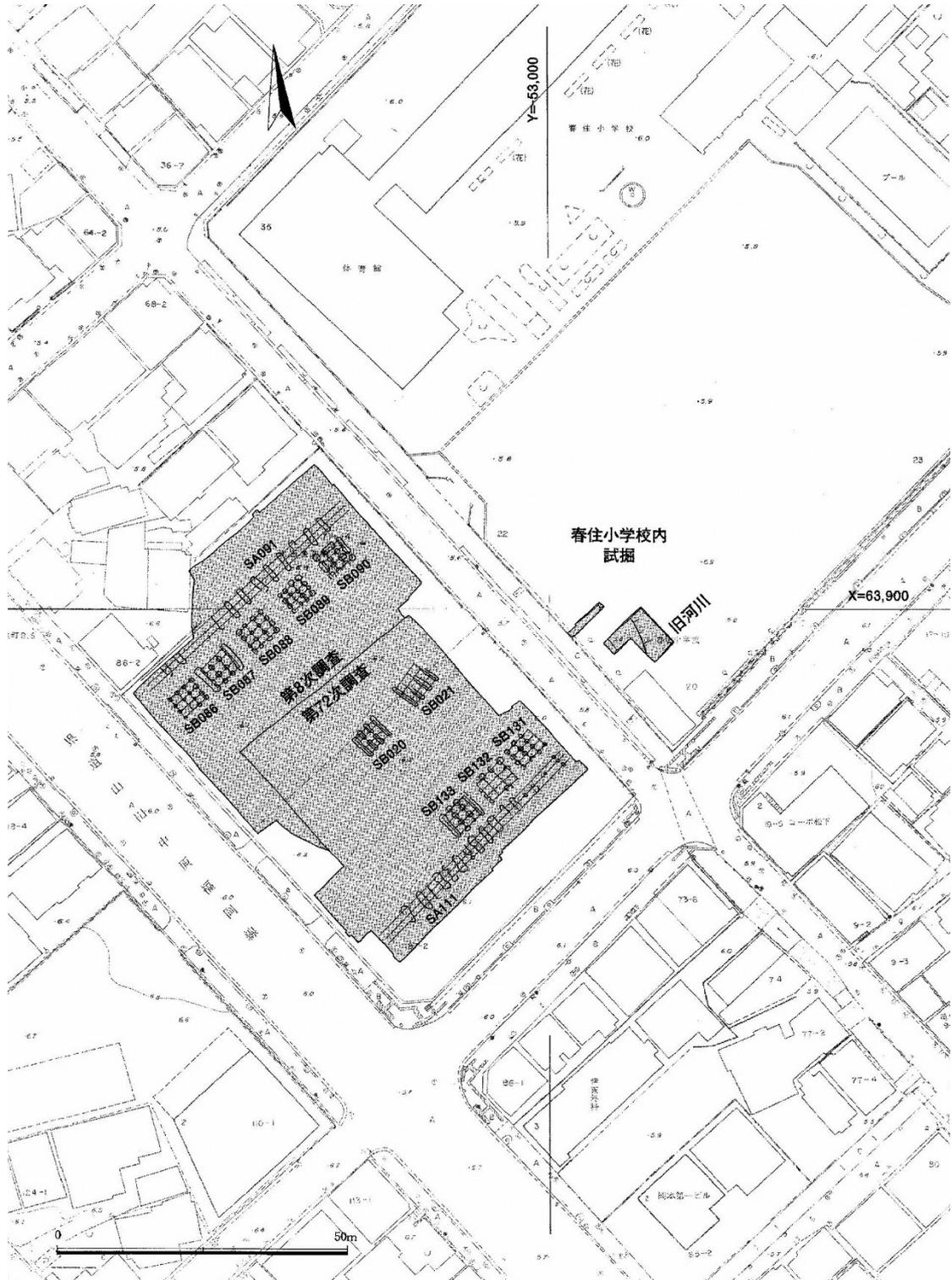


图 3-4 比惠遺跡群第 8・72 次調査範囲

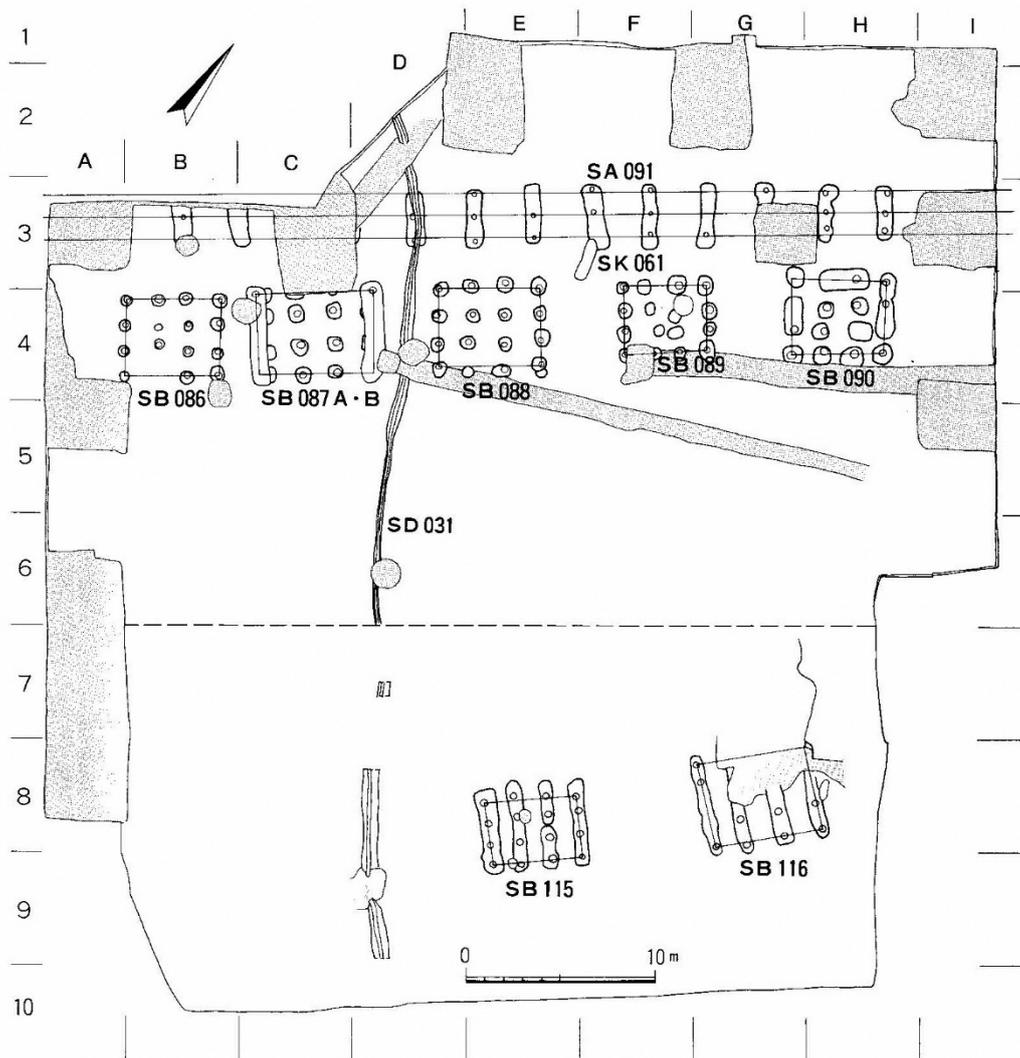


図 3-5 比恵遺跡群 第 8 次調査で確認された総柱建物と柵跡



写真 3-2 比恵遺跡群第 8 次調査（南側から撮影）



写真 3-3 比恵遺跡群第 8 次調査（東側から撮影）

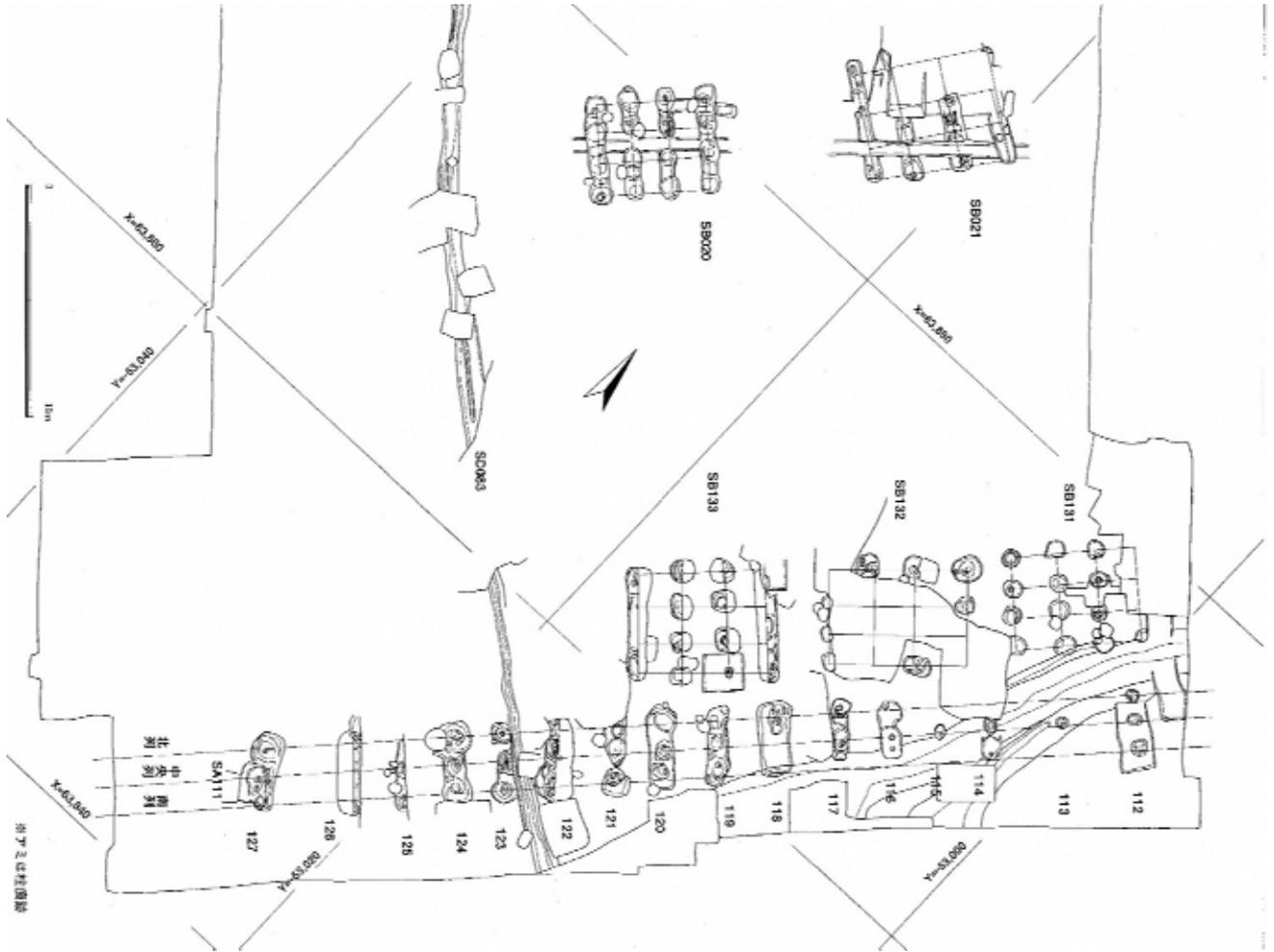


図 3-6 比恵遺跡群第 72 次調査で確認された総柱建物と柵跡



写真 3-4 比恵遺跡群第 72 次調査 SA111 (東から)

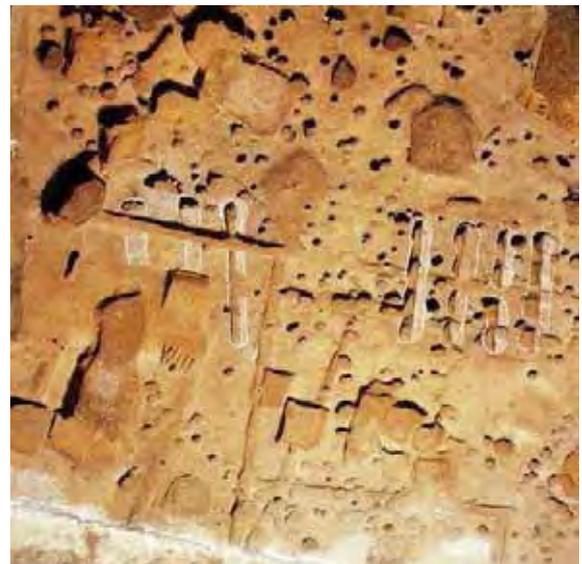


写真 3-5 比恵遺跡群第 72 次調査 SB020, 021 (北から)



写真 3-6 比恵遺跡群第 72 次調査（上が南東）

指定地では、第8次調査区が北西半、第72次調査区が南東半に当たり、後者の調査に際しては、前者の調査区と一部重複するように調査区を設定している。遺構は現表土と客土のほぼ直下の標高5.7～6.0m前後を測る鳥栖ローム層の上面において検出されるが、指定地東隅では、遺構面が緩く傾斜し、この部分に中世前半の遺物を含む包含層が堆積していた。指定地全体では、戦前の区画整理やその後の工場等の建設に伴う切土造成がおよび、攪乱も多く認められるが、弥生時代から古代・中世に至る遺構が良好に確認できた(表3-5)。

数多くの遺構のうち、ここでは後述する史跡の本質的価値を構成する要素である**柵2条と倉庫10棟**について主に記述する。

[柵]

まず、柵SA091は、第8次調査区の北西縁辺部に沿って確認された。3本の柱を一組にして、段丘面の等高線に直行するように北東-南西方向に伸びる。主軸はN-53°-Eにとり、延長37.2m、12間分を検出しているが、両端は調査区外に延びると考えられる。柵列の一単位となる3本柱は布掘りとなり、各掘り方はほぼ方位をそろえる。その規模は南北長3～3.5m、東西幅0.7～1mの隅丸長方形を呈し、現状での深さは30cm前後で柱の部分を更に掘り下げるものが多い。柱痕跡は20～30cmを測り、一単位内での柱間は約1.2mで、その中で大きさや埋設深などに特別な差異は見られない。また、東西列の柱通りはよく揃い、中でも中央列は3.1mのほぼ等間隔である。

反対側の柵SA111は、第72次調査区の南東縁辺部にほぼ平行して検出された。SA091と同様、3本柱を一単位として、北東-南西方向に伸びる。主軸はN-49°-Eにとるため、SA091と厳密には平行とならない。延長38.0m、15間分を検出しているが、同様に両端は調査区外に延びると考えられる。また、3本柱の一単位は、削平による例外もあるが、基本布掘りとなり、各掘り方は完全には平行とならないがほぼ方位が揃う。その規模は南北長3.2～3.7m、東西幅0.7～1.4mの隅丸長方形を基本とする。現状での深さは40～50cm前後で柱の部分を中心に更に掘り下げるものが多い。柱痕跡は遺存しているもので径約20cmを測り、一単位内での柱間は1～1.5mと一定ではなく、柱の間隔が等間隔でないものが半数程度存在する。また、柱通りは、SA091同様に中央列が比較的良好に揃うが、北・南は柱痕跡からの復元では直線的には並んでいない。各単位の距離は2～3.7mと等間隔ではない。先述したSA091と規格性を比較するとやや不規則な感は否めない。なお、ここでは、柱の据え替えと考えられる痕跡が複数確認され、全面的か一部なのかの判断はできなかったが、柵の建て替えと推定できる注目すべき所見が得られている。

両者の柵における内側の柱列間の南北方向の距離は55～58m、東西方向は調査区外に延長するものの、東側の旧河川の検出位置から長さ約50m程度が推測できる。特殊な類似した3本柱の構造から、両者は一体の柵であった可能性が極めて高く、後述する倉庫群をやや南北方向が長い長方形区画で囲んでいたものと考えられる。

[倉庫]

検出された柵内部の10棟の倉庫は、いずれも東西方向がやや長い3×3間の総柱建物で、このうち、5棟は北側の柵SA091の南側に沿って(A群倉庫)、3棟は南側の柵SA111の北側に沿って(B群倉庫)、残る2棟は中央部に並列して配置される(C群倉庫)。

A群の5棟(倉庫SB086～090)の規模は少しずつ異なり、南北3.5～4.5m、東西4.4～6.2m、

柱芯を基準とした身舎面積は 16.6 m²～27.8 m²である。なお、A 群全てを貫く柱通りはないが、東側 2 棟、西側 3 棟ではそれぞれ柱通りがよく通る。それぞれの倉庫の距離は、等間隔ではなく、2～4.5m とばらつきを見せる。また、各柱穴は、円形もしくは隅丸方形に単独で掘削されるものが多いが、一部に布堀りが認められ、SB087 は建て替えの痕跡が確認されている。柱痕跡は、20～50 cm を測る。なお、各棟の南北柱筋のいずれか一つが柵 SA091 の柱筋に通る、柵とこれら倉庫群は一連の遺構群として位置付けられる。

B 群の 3 棟(倉庫 SB131～133)も同規模ではなく、南北 4.0～4.5m、東西 5.4～6.0m、身舎面積は東側の SB131 が 22 m²、残る 2 棟が 24.6 m²を測る。A 群同様に全てを貫くような柱通りはなく、倉庫間の距離は、東側が約 2m、西側が約 2.6m である。各柱穴は、円形もしくは隅丸方形に単独で掘削されるものが大半であるが、SB133 の南北方向両端の柱列のみに布堀りが認められた。確認できた柱痕跡は、20～30 cm を測る。また、A 群同様に各棟の南北柱筋のいずれか一つが柵 SA111 の柱筋に通る、柵とこれら倉庫群は一連の遺構群と考えられる。

C 群の 2 棟(倉庫 SB020・021)の 2 棟は約 6m の距離を置いて並び、南北方向の柱列全てを布堀りとする特徴を有する。東側の SB021 は柵および倉庫群のうち、最も北偏し(N-41° -E に)、南北 4.5m、東西 5.7m、身舎面積 25.6 m²を測る。柱痕跡等の詳細は、攪乱により不明確であった。もう一方の SB020 は、南北 3.8m、東西 4.7m、身舎面積 18.3 m²とやや小規模で、布堀りの掘り方は、隅丸長方形を呈し、さらに隅丸方形の柱穴が並ぶ。確認できた柱痕跡は、20～30 cm を測る。

これら 2 回の発掘調査の成果から、指定地周辺の段丘面上には弥生時代前期から集落が形成され始め、以後古墳時代後期の 6 世紀中頃まではほぼ継続して集落利用されていることがわかるが、6 世紀中頃以降にそれまでの集落が廃絶し、上述した柵に囲まれた倉庫群が出現している。これらの遺構群の存続時期は、上記の集落の廃絶時期や出土須恵器、後出する遺構の前後関係から、6 世紀後半の早い段階から 7 世紀前半が与えられる。

約 60m 四方を測る柵と規格的に配された倉庫群は、中央に一定の空間が確保されるなど、後の官衙正倉を彷彿とさせる施設で、河川流路の近傍という立地は、物資輸送や防火の便を図った結果とも推測できる。まさにヤマト王権の置いた政治、軍事、外交の拠点である「ミヤケ」として相応しく、『日本書紀』宣化天皇元年五月条(536年)の記事「修造官家、那津之口」や「聚建那津之口、以備非常」にある、筑紫国の那津口(博多湾岸)において「修造」された「官家」、いわゆる「那津官家」の一部であった可能性が高い。



写真 3-7 第 8 次調査出土須恵器



図 3-7 発掘調査成果から復元した比恵遺跡の倉庫群のイメージ

第4章 史跡の価値

第1節 史跡の本質的価値

本史跡は様々な価値を有するが、ここでは史跡指定に値する学術的評価に裏打ちされた本質的価値を以下の3点に整理した。

[1] 「那津官家」に関連する方形区画の柵と計画的配置の倉庫群

本史跡における発掘調査の結果、6世紀から7世紀の古墳時代後期に造られた10棟の倉庫群と、それらを取り囲む約60m四方の柵が整然と配置されていることが明らかとなった。これらの施設は、『日本書紀』宣化天皇元年条（536年）に記載されているヤマト王権が直轄する軍事や対外交渉等の拠点「那津官家」の可能性が高く、当時の我が国における政治・外交を考える上で貴重なものと評価される。さらにミヤケと推定される遺跡の検出例は全国でも希少であり、規模や構造を考察する上でも貴重と言える。

[2] ヤマト王権と地方との関係を示す施設

この施設は九州全体の統括と外交・軍事を担う大宰府の前身としても位置付けられ、ヤマト王権による九州支配の過程を示すものと考えられる。また、大宰府の外港として貴重な役割を果たすこととなる博多湾岸に占地したことも、その性格を示す特徴のひとつとしてあげることができる。

[3] 歴史的特質を雄弁に物語る遺構群

本史跡が含まれる比恵遺跡群では、古墳時代以前の弥生時代の大規模な集落跡も確認されている。弥生時代の福岡平野は、『魏志』「倭人伝」にその名が現れる奴国の地とされ、比恵遺跡群はその一部と考えられている。比恵遺跡群からは国内外の多様な遺物が出土しており、大陸・半島との位置関係から対外交渉の拠点としての役割を果たしていたと考えられ、本史跡が歴史上の要地に位置していることを示している。「那津官家」とされる倉庫群の出現は古墳時代後期におけるヤマト王権の国内支配の進展と対外交渉の様相を端的に表している。

第2節 史跡の構成要素

本史跡を構成する要素を「本質的価値を表す諸要素」と以外の「その他の諸要素」に大別する（表4-1）。

1. 本質的価値を表す諸要素

本史跡の本質的価値を表す要素は、既往の発掘調査で発見された、約60m四方の柵とそれに囲まれた区画に、きわめて計画的に配置された古墳時代後期の倉庫群である。古墳時代後期のものとしては極めて希少な遺構であり、当時のヤマト王権が北部九州に置いた対外的な軍事・交流の拠点とされる「那津官家」に関連する施設の可能性が高く、学術的価値も高い。

2. その他の諸要素

(1) その他の時代の地下遺構

本史跡においては、2度の発掘調査の結果、古墳時代後期の倉庫群と柵のほか、貯蔵穴や竪穴住居、甕棺墓^{かめかんぼ}、井戸、溝、土壇墓^{どこうぼ}等から構成される弥生時代から中世にかけての集落跡が発見されている。これらの遺構は本史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、本史跡の土地利用

の変遷等を検討する上で重要な要素であり、倉庫群と柵とともに指定地内に埋め戻し、保存を図っている。

(2) 本質的価値と間接的に関係する要素

本史跡の本質的価値である、古墳時代後期の柵と倉庫群に間接的に関係する要素として、現地に保存されている遺構を埋め戻している保護盛土、史跡説明板およびサインが挙げられる。保護盛土は遺構面保護のために直上の真砂土と発掘調査の発生土で構成され、厚さ30cm前後で遺構面全体を覆っている。史跡解説板およびサインは道路に面したすべての面に設置されており、既存のフェンス等に固定し、史跡の価値をわかりやすく伝えるよう努めている。

(3) その他の要素

上記以外の要素として、史跡指定以前に設置されたフェンスや門扉、塀、バスケットゴール、照明柱、舗装アスファルト、便所（上部構造は解体され基礎部分のみ残存）が挙げられる。これらは、一般の立ち入りが制限されている現状では史跡の保護に直ちに支障となるものではないが、フェンス等は基部等の劣化が進行すれば倒壊等の危険が予想されるものもあり、今後見込まれる整備等の実施にあたっては、撤去・除却等を進める必要が生じるものである。

表 4-1 史跡の価値を構成する要素

要素の分類		構成要素
史跡の本質的価値を表す要素		倉庫群跡，柵跡
その他の諸要素	その他の時代の地下遺構	集落跡（弥生～中世）
	本質的価値と間接的に関係する要素	保護盛土 説明板，サイン
	その他の要素	フェンス・門扉・塀，バスケットゴール，照明柱，アスファルト，便所（基礎部分），マナー看板

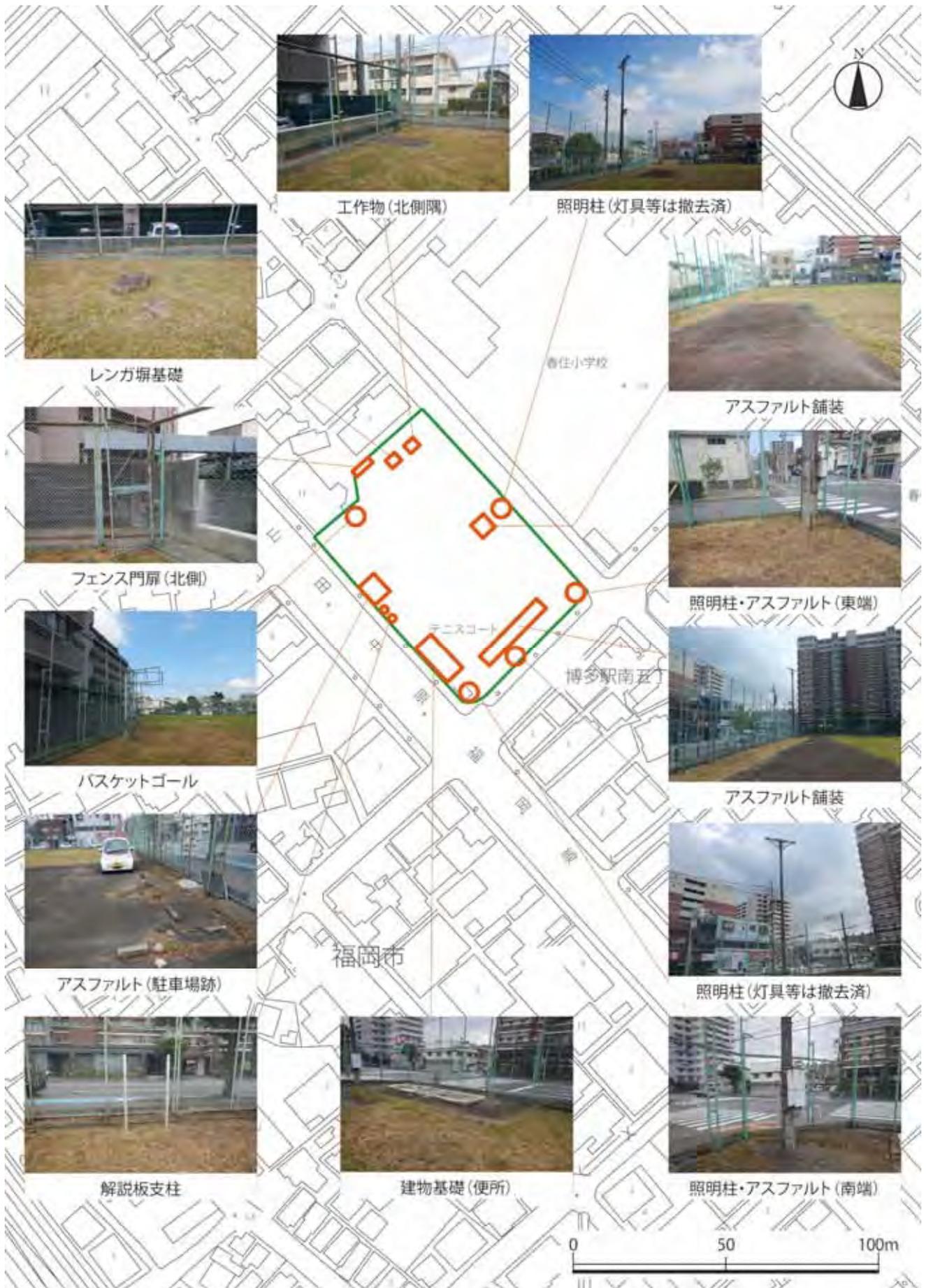


図 4-1 現況 (指定地内)



図 4-2 現況（指定地周辺）

第5章 保存活用の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1. 保存管理の現状

本史跡は平成12(2000)年の発掘調査後、盛土により遺構の保護を行っている。遺構面上部を真砂土で覆ったその上部に発掘調査の発生土を使って厚さ30cm程度の盛土を行っている。なお、発掘調査後に掘削等を行っていない。維持管理の一環として年数回の除草を行っているが、植物の繁茂に追い付かず、景観を阻害する要因となっている。

史跡の周囲は、指定以前にテニスコート等として利用されていたため、高さ5mのフェンスで囲まれている。通常は出入口を施錠し、立ち入りはできない。

また、本史跡においては指定地の公有化が完了しており、指定地内に公道や民家、樹木等が存在しないため、維持、管理に伴う日常的な現状変更の必要は見込まれない。

なお、前述のとおり、史跡地の周囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「比恵遺跡群」であり、これまでの数多くの緊急発掘調査によって類例遺構が数地点で確認されており、本史跡をはじめ段丘北側(海側)に集中する。最近の研究では、これらの類例遺構も「那津官家」を構成する一部であった可能性が指摘されているが、本史跡との主軸方位の異同や時期、機能差など今後の検討課題も多い。また、博多湾岸における5世紀代の遺構(人口)の減少から転じて、6世紀中頃から後半にかけて迎える人口増加のピークが、当該地の再開発の中で行われた「那津官家」や先述した東光寺剣塚古墳の造営と連動するという研究成果も提示されている(辻田2013 ※p29参照)。

さらに、北部九州では、類似するミヤケ状の遺構も発見されているところである(「糟屋屯倉」と推定される古賀市鹿部田淵遺跡など)。また、考古学的な研究成果として、ミヤケ設置以後、本遺跡群と一連の那珂遺跡群南西部では6世紀末から7世紀代の初期瓦や官衙的遺構が確認されており、「那津官家」設置以後、大宰府成立までの過程とこの地が果たしたヤマト王権の拠点的な性格が明らかにされつつある。

2. 保存管理の課題

本史跡は、盛土施工後、地表に特別な施工を行っておらず、植物の繁茂が顕著で特に夏季は周辺住民から苦情等が寄せられているほか、今後樹木等が生育した場合、根が遺構に達し、損傷を招くことに注意する必要がある。

既存フェンスは設置後長期間が経過しており、風雨・地震等による倒壊の危険性に対しても配慮する必要がある。

なお、前項で記した通り、本史跡において日常的な現状変更は見込まれないが、今後の暫定利用や、その後の本格的整備においては事前に現状変更の許可を要するものである。

第2節 活用の現状と課題

1. 活用の現状

通常は出入口を施錠し一般の立ち入りを制限しているため、周囲の道路上から指定地内を見学することとなる。定期的な内部の公開や現地説明等を行っていないが、本市文化財活用部

ホームページ「福岡市の文化財」に本史跡の紹介と解説を掲載している。また、福岡市博物館において常設展示がなされているほか、本史跡をテーマとした企画展示(「那津官家とその時代」:平成17年11月～同18年1月,「那津官家と激動の東アジア」:平成24年7月～9月)が行われ、施設の性格や当時の国内情勢, 対外関係などを出土品や関係年表などで解説した。

なお, 本史跡の発掘調査において作成した記録類や出土遺物は福岡市埋蔵文化財センターに収蔵されており, 常時閲覧が可能である。

2. 活用の課題

未整備であるため, 市民や来訪者に対して, 史跡の価値を正確に知り, 理解を深める的確な遺構展示や情報提供が不足している。また, 学校や地域などに対する働きかけも不十分な状況にある。

そのためにもまず, 整備公開を図ることが望ましい。また, 学校や地域とも協議を行い, 史跡の歴史的理解を深めるリーフレットの作成・配布や, 小中学校等と連携した体験学習等の積極的な活用事業の実施についても必要性を共有しているところである。

このような公開活用を通じた教育や地域, 観光振興等への積極的な寄与が, 大きな課題として認識できる。

第3節 整備の現状と課題

1. 整備の現状

史跡指定後は説明板を3か所, 史跡を示すサインを2か所に設置しており, 遺構表示や便益施設等は設けていない。

2. 整備の課題

今後は史跡を適切に保存するための整備と, 活用を進めるための整備が必要である。

特に一般開放が前提となる活用の整備には, 最新の調査研究成果を反映した情報提供や史跡の正確な理解を深めるための展示の方法などを詳細に検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

1. 運営・体制の整備の現状

史跡指定後は本市文化財担当部局が除草等の維持管理を担当しているが, 運営面における地域などの協力体制については整備が進んでいない。

2. 運営・体制の整備の課題

本史跡の活用推進などでは, 本市文化財担当部局を主体に学校教育や観光振興など本市関係部局の他, 地域住民など様々な関係者が関わることを想定される。

また, 積極的な活用や整備を推進するため, 史跡指定地に隣接する春住小学校関係者や地域, 各種団体の理解や協力を得ながら, 継続的な連携の方法について早期に検討することが求められる。

第6章 基本理念

文化財保護のための基本的構想であり、本計画の上位計画である『福岡市歴史文化基本構想』では、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を目指す方向として掲げ、文化財の総合的な保存活用に取り組むこととしている。また、同構想では文化財を「もの」、「ばしょ」、「いとなみ」の3カテゴリーを核とし、その文化財の価値を「知る」、「守る」、「活かす」ことが促進されるサイクルの構築を基本的な方針としている（図6-2）。

また同構想では、市内を15の歴史文化エリアに分け、それぞれの特徴に言及している。本史跡の将来の活用にあたっては、同構想に基づき、本史跡が位置する歴史文化エリア「那珂・席田エリア」の文化財と本史跡をつなぐ回遊のみち「歴史文化のコリドー（回廊）」の形成を図るとともに、同構想に規定される「ばしょ」の文化財として、過去にそこで行われていた人々の「いとなみ」を体感できるようにする。

本章では、この「守る」、「活かす」、「知る」の3つの視点に基づきながら、本計画策定後の将来にわたる本史跡の望ましい姿として、保存活用上の特質も加味し、「**史跡 比恵遺跡を守る**」、「**史跡 比恵遺跡を活かす**」および「**史跡 比恵遺跡を知る**」の3つを基本理念とする。また、各理念に第7章の基本方針を据える（図6-1）。

合わせて、後述するような地域や学校に重点を置いた今後の活用に向けた方向性を示すキャッチコピーを「**古代の比恵遺跡を地域のたからとして、まなび、つなげる**」とし、本史跡の周知や広報、学習などの様々な活動においても積極的に用いていく。

[1] 史跡 比恵遺跡を守る

- ・史跡としての価値を見出した「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を未来へ伝えていくために、様々な基準や考え方、環境を整え、保存管理に努める。
- ・本史跡のもつ主な3つの価値を損なわないよう、将来にわたって適切な保存管理を継続する。

[2] 史跡 比恵遺跡を活かす

- ・「守る」取り組みとのバランスを図りながら、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」が本史跡として伝えている価値を公開、学び、教育、地域振興、観光振興などの取り組みにより魅力向上につなげる。
- ・学校や地域との連携を重視し、本史跡の価値を幅広い層にわかりやすく伝えていく。

[3] 史跡 比恵遺跡を知る

- ・過去から受け継ぎ、未来へ伝えていくべき「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について、本史跡としての価値を定義し、価値を証する情報を集め、整理・体系化し、広く共有する調査研究の取り組みを推進していく。

古代の比恵遺跡を地域のたからとして、まなび、つなげる

第7章 基本方針

第6章の基本理念に基づき、以下に保存活用等の4つの基本方針を定めることとする。今後実施が見込まれる整備において、本史跡の本質的価値を適切に保存するとともに、本史跡が有する本質的価値をわかりやすく伝えることとする。また、活用において、幅広い対象が本質的価値を正確に理解し、適切に活かすことを目指す。

[1] 保存管理

本質的価値の確実な保存に努めることを大前提とし、本史跡を構成する諸要素についても適切な保存管理や維持管理の方法や、法令に則った現状変更の基準等を具体的に定め、よりよい保存管理を進めていく。

様々な取組みを進める前提として、本史跡の有する価値が時間の経過とともにその評価が変化することに留意し、常に調査研究を推進していく。また、その成果については、活用や整備において公開、共有できるよう取り組む。

[2] 活 用

本史跡は、本市歴史文化基本構想で「ばしょ」の文化財として示されている史跡で、過去にそこで行われていた人々の「いとなみ」を体感でき、かつ、史跡の価値をわかりやすく伝える活用を展開することを目指している。なお、小学校に隣接するという本史跡の特徴から、活用は学校教育を重視し、整備後も引き続き継続していくとともに、地域活動や生涯学習への活用を通じた地域振興や、国内外の幅広い層を対象とした観光振興にも努める。

[3] 整 備

本史跡の本質的価値を適切に保存し、本史跡が有する歴史的価値をわかりやすく伝え、周知と顕在化を図るものとする。なお、早期に公開を図るため、学校利用や一般開放などを含む暫定整備を進め、後の本格整備につなげていく。

また、整備地では、学校教育や生涯学習に資する活用を展開するほか、地域活動への活用を積極的に進めるなど多くの人々が気軽に楽しめる場とするほか、都市化によって希薄となった地域住民の世代間のつながりを再構築しうる場となるよう努める。

[4] 運営・体制の整備

本市関係部局等と密接に連携するとともに、隣接する小学校の関係者をはじめ、地元関係者等とも連携した運営・体制の整備に努める。

第8章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

本質的価値を構成する、古代のヤマト王権が置いた「那津官家」としての要素をはじめ、「ヤマト王権と地方との関係を示す施設」、「歴史的特質を雄弁に物語る遺構群」を確実に保存するため、第4章で述べた各構成要素の適切な保存管理を目指す。

第2節 保存管理の方法

具体的な保存管理の方法を以下に示す。

- ・本史跡を構成する枢要の要素を確実に保存するため、史跡の価値を構成する要素を明確にし、各構成要素の位置づけに応じた方法を定める。
- ・本史跡の本質的価値は、古墳時代後期の倉庫群と柵であり、その他の弥生時代をはじめ各時代の集落跡の遺構なども存在するが、これらの遺構についても同様に保存の対象とする。
- ・予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という。）の具体的な取り扱い基準を示す。

1. 計画区域

本史跡においては、指定地の全域にわたって倉庫群と柵の遺構が確認されている。また、計画区域は指定地の範囲と同一である。加えて、本史跡はすでに公有地化が完了し、今後見込まれる整備以外での現状変更が想定されないため、本計画では計画区域のゾーニング等を行わないこととする。

2. 保存管理の方法

本史跡を、次世代に確実に継承するために、根拠法令に基づいた適正な保存管理の方法を示す（表8-1）。

保存管理は通常管理と緊急時の対応に分けられ、それぞれの内容に応じて適切な方法で保存管理を行う。

通常管理とは、遺構の毀損や遺物の盗難など史跡の価値が損なわれる状況を未然に防ぐためのものである。また、史跡を保護し快適な空間を維持するための管理とする。定期的な諸要素の点検・見回り、史跡表示や案内板など保存施設の管理、定期的な除草、日常的な清掃などがあげられる。

緊急時の対応とは、風水災害や震災など自然災害、管理施設の破壊や盗難などの人為的災害が発生した後に行う臨時的な管理方法である。

なお、緊急時の対応は、突発的な事態に対する臨時的な措置であり、そうした事態を未然に防ぐ通常管理が基本的な保存管理となる。

史跡地全体は本市文化財担当部局が管理するが、隣接する春住小学校にも日常管理への参加を促していく。

本格整備後には、地域も含めて日常的な管理等を協力して行うことを目指す。

以下、「通常管理」と「緊急時の対応」に区分して具体的な保存管理方法を示す。

表 8-1 構成要素ごとの保存管理方法

区 分		要 素	保存管理
史跡の本質的価値を構成する要素		倉庫群跡, 柵跡	埋め戻されている遺構はその保存環境について定期的に点検を行い, 必要に応じて保存措置を講じる。
その他の諸要素	その他の時代の地下遺構	集落跡 (弥生時代～中世)	
	本質的価値と間接的に関係する要素	保護盛土, 説明板, サイン	異常がないかを定期的に点検し, 必要に応じて維持補修を行う。
	その他の要素	フェンス, 門扉, 塀, バスケットゴール, 照明柱, アスファルト, 便所 (基礎部分), マナー看板	危険を伴う毀損や異常が確認された場合は, 必要に応じて維持補修または撤去を行う。

(1) 通常管理

本市文化財担当部局は本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的として, 雨水等による保護盛土の流出を原因とする遺構, 遺物の露出のほか, 管理施設の破損の有無などを定期的に点検する。上記の異常などを地域住民や来訪者が確認した際は, 本市文化財担当部局に速やかな連絡を求める。点検項目については, 表 8-2 にまとめる。

定期点検等において破損や異常が確認され, 保存のための適切な措置を講じる必要がある場合には, 福岡県文化財所管課に報告し協議を行う。本市文化財担当部局は必要に応じ毀損届等の事務処理を速やかに行い, 復旧が必要な場合は復旧届, 終了後に完了報告の提出を行う。維持補修にあたっては, 必要に応じて本市関係部局と連携を図り実施する。なお, 不法投棄, ヘビなどの有害動物についても, 同様に連携して対処する。

日常的な管理は, 清掃や定期的な除草などの人力で行える軽微な植生管理である。指定地内で新たな遺構や遺物などの発見があった際は, 本市文化財担当部局が速やかに記録をとり, 遺構においては保存処置を講じ, 遺物については取り上げを行う。

なお, 本史跡が位置する比恵遺跡群は広範囲で, 今後の調査の進展によって重要な関連遺構が確認された場合は, 指定範囲等について検討する。

表 8-2 通常管理点検項目

地区区分	分類	管理項目	確認点	回数
計画地	遺構	地下遺構	掘削・地面の割れ	1回/1か月
		遺物 (未調査分)	露出・破損	
	工作物等 (史跡整備)	遺構表示	破損・汚れ	
		説明板	破損・汚れ	
		標柱	破損・傾き	
		境界標	破損・傾き	
	工作物等 (史跡整備以外)	フェンス	支柱亀裂・ネット破れ	4回/年
		側溝	破損・詰まり	4回/年
	草地	草刈り	定期的な草刈り	3回/年

(2) 緊急時の対応

台風襲来などが予想される場合は、事前に指定地内の状況を確認する。通常管理で把握している破損箇所等については、毀損を最小限に抑えるための対策をとる。

強風や大雨及び揺れが強かった地震後は状況確認を行い、被害を確認した場合は、被害状況を速やかに確認し、本市文化財担当部局など行政内部での情報共有を図った上で緊急的な対策、災害復旧等の方法について協議を行う。その後、遺構の破壊等が確認された場合には毀損届など必要な行政事務を迅速に行う。

天災等によりフェンス等が被害を受け、それらの危険性が高まった場合は、立入禁止区域を設け一般者が立ち入らないようにする。危険箇所や立入禁止区域については春住小学校や地元自治会等に報告と説明を行い、安全対策や史跡保護への協力を依頼する。

3. 現状変更等の取扱基準

文化財保護法第125条第1項の規定では、指定地内においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないと定められており、現状変更等の基本的な考え方として

①遺構、遺物の保存に影響を及ぼすものは認めない。

②軽微なものを除き、史跡景観を阻害するものは認めない。

ものとする。

なお、後者の軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、本市が許可にかかる事務を行う（表8-4）。なお、同表に該当する項目がない事例が生じた際は、福岡県文化財所管課と協議を行う。

ただし、本史跡では、指定地の全ての所有者および管理者がともに本市文化財担当部局であり、第三者による現状変更等は予測していない。

しかしながら、将来の史跡整備や発掘調査、災害復旧等に備えて、以下の現状変更等の考え方および取扱基準（表8-3）を掲げる。

表 8-3 指定地内における現状変更等の取扱基準

現 状 変 更 行 為	発掘調査	調査研究、整備に関わる発掘調査については、必要最小限の範囲で遺構の保存に影響を与えない条件で認める。
	整備	本市が調査の成果を踏まえて実施する遺構の保存、復元、修復などの整備については、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	建築物 (建物等の復元、四阿など)	地下の遺構に影響がある工事は認めない。 史跡の保存、活用などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	工作物 (史跡の管理に必要な標識・説明板・囲い柵、ベンチなど)	地下の遺構に影響がある工事は認めない。 史跡の保存、活用などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	土木構築物 (見学路・管路、水路、擁壁など)	地下の遺構に影響がある工事は認めない。 史跡の保存、活用などのために不可欠で、指定地外で代替できないものについては、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	地形の変更	現状維持を原則とする。 ただし、史跡の保存、活用などのために必要な盛土などの場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	植栽	地下の遺構に影響がある工事は認めない。 史跡の保存、活用などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	災害復旧	地下の遺構に影響がある工事は認めない。 災害の拡大防止、復旧のために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める。
	その他	上記以外に学校教育に資すると認められるもの及び史跡景観の良化に資すると認められるもの、または防災のために行う事項については、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲で認める場合がある。

表 8-4 福岡市が処理する事務（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項）

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

4 . 追加指定と公有化

(1) 追加指定

指定地周辺を含む比恵遺跡群は都市化の影響を受け区画整理等による地形改変を大きく受けている。比恵遺跡群内では削平が特に著しいこともあり、現時点では指定地の周辺で史跡に追加指定する要件を満たすものは想定されていない。

しかし、比恵遺跡群は広範囲にわたり、発掘調査の手が及んでいない部分が数多く残っているため、今後の調査・研究の進展の結果、柵、倉庫群等、史跡指定に値する重要な遺構が確認された場合は追加指定についての検討を行う。

(2) 公有化

指定地内は、全て平成 13 年に公有化が完了している。

今後、周囲の発掘調査によって史跡の追加指定がなされた場合、土地所有者と公有化に向けた調整を進めていく。

第9章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

本史跡の本質的価値を構成する古墳時代の柵と倉庫群は、当時のヤマト王権の軍事・外交の拠点と考えられる「那津官家」に関連する施設である可能性が高い。これらの遺構は、古墳時代の我が国の政治・外交を考える上で重要であるとともに、本市の歴史を学ぶ上でも重要である。本計画においては、今後の活用において、本史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるための方法を示すものである。

本史跡を活用するにあたり、学校教育への働きかけは重要である。加えて、本史跡の周囲はすでに都市化が完了しており、実際の活用にあたっては都市部に位置する点についても留意するほか、あわせて社会教育における活用を推進する。

特に学校教育では、児童の野外活動や歴史学習において、実際に史跡指定地内に入ってその価値をわかりやすく伝え、地域の歴史への理解を促進していく。

第2節 活用の方法

1. 情報の発信と浸透

情報の発信においては、その内容に最新の調査・研究の成果を反映させることとし、とくに本史跡の本質的価値をわかりやすく伝えることに努めることとする。また、情報発信の手法としては本市文化財活用部ホームページ「福岡市の文化財」およびFacebookをはじめとするSNSを活用するとともに、説明板やサイン等をはじめ、史跡を解説するリーフレット等を作成・配布し、本史跡の周知に努めることとする。なお、情報の発信にあたっては言語表記やユニバーサルデザイン、最新のデジタル技術の活用にも留意し、幅広い世代や国内外の来訪者に対応できるよう心掛ける。

2. 学校教育・社会教育への働きかけ

学校教育における活用にあたっては、過去にそこで行われていた人々の「いとなみ」を体感できるよう、野外学習や歴史教育において実際に史跡内に入って史跡のもつ本質的価値をわかりやすく伝える。特に隣接する春住小学校については、倉庫群や柵の規模や配置を史跡指定地内で認識する体験的な要素を取り入れた出前授業などを行う。また、史跡を身近に感じることができる学習シートを作成し、児童に配布する。さらに体験学習の幅広い受け入れやバスハイク等による訪問先となるようPRに努める。

一方、社会教育への活用にあたっては、地域の公民館等と連携し、史跡内での現地見学や、歴史講座、歴史まち歩きなどを通して、本史跡が有する価値の位置づけ等についてわかりやすく伝え、地域の歴史への理解を促進する。なお、写真9-1, 2は、地域の公民館などと連携した他史跡での学習活動の一例である。

学校および地域との連携に加え、本市埋蔵文化財センターに収蔵された本史跡の出土遺物および記録類を活用し、博物館のみならず地域の公民館などでの展示を行うよう努める。



写真 9-1 屋外での親子遺跡学習会(吉武高木遺跡)



写真 9-2 遺跡見学会(老司古墳)

3. 地域への働きかけ

本史跡の活用にあたっては、地域活動の場としての利用も行いながら、本市が進める施策に基づいた地域住民の主体的な関わりを促す。また、本史跡の活用を通じて、希薄となった世代間のつながりの再構築と維持を行うとともに、転入者数の多い地域であることから、新旧住民の交流促進を図ることにより、地域活性化につなげていく。

4. 多様な史跡等との連携と観光振興

本史跡が位置する地域は、本市歴史文化基本構想に定められた歴史文化エリアの「那珂・席田エリア」に位置する。本エリアには板付遺跡や金隈遺跡（いずれも国指定史跡）など、弥生時代の重要な遺跡が多く、我が国の弥生文化に触れることのできる貴重な地域である。また、弥生時代のみならず、本史跡をはじめ、古墳時代以降においても歴史的に重要な文化財は数多く、とりわけ我が国の対外交流を知る上できわめて重要な地域でもある。

また、「歴史文化のコリドー」の一角を担う史跡として、地域の正月行事である「金隈のとび水」（写真 9-3）など正月行事をはじめとする民俗文化財も含めた地域の歴史文化資源と幅広く連携する。

なお、本史跡が持つ、大宰府や鴻臚館の前身としての性格や地域の歴史を、市内外の史跡とのネットワーク化を推進することで幅広い世代や国内外の来訪者にわかりやすく発信することができる。

よって、本史跡は、周辺の多様な文化財と回遊性を考慮した広域的、かつ一体的な活用方法を検討することで、歴史的観光資源として新たな価値が創出され、観光振興にも資することができる。その際の課題として、ガイドの養成や支援などがあげられる。なお、写真 9-4 は、他史跡における福岡市観光ボランティアの研修風景である。



写真 9-3 「金隈のとび水」行事



写真 9-4 観光案内ボランティア養成(大塚古墳)

第10章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

本史跡の整備については、史跡の本質的価値を次世代に継承できるよう遺構の保存と活用を図ることを第一とし、史跡の本質的価値を構成する倉庫群と柵を、それぞれの役割を明確に表現することで「那津官家」の中心としての価値を市民にわかりやすく伝えることのできる遺構表示やサイン等の整備を行う。

整備は以下のように段階的に進めることとする。まず、準備段階として、早期の公開のため暫定整備を実施し、次に本格整備に向けた計画の検討を進め、その結果を踏まえて、本格整備を実施する。

第2節 整備の流れ

1. 準備段階

暫定整備の具体例として、学校利用や一般開放等が考えられるが、その際には、指定地内の雑草等の繁茂の防止や遺構を保護できるよう盛土等の適切な対策を施す。また、指定地内部における説明板やサイン等の設置とともに、保護盛土上では、着色や表示によって平面的に遺構を表現する手法などを用いて、史跡の本質的価値を構成する柵や倉庫群を現地でわかりやすく理解・体感できるよう心掛け、史跡の周知を図る。

2. 計画段階

本史跡の本質的価値を適切に保存した上で多様な活用が可能な整備を行うため、それまでに得られた様々な意見や最新の調査・研究成果等を踏まえた上で整備計画を検討する。

なお、計画策定にあたっては、必要に応じて有識者や地元住民等を委員とする整備検討委員会を設置し、内容に関する提言や助言を得ることとする。

3. 整備段階

準備段階を経て、速やかに計画段階、そして整備段階に移行するものとする。その際には、前項の整備計画に基づき、本史跡の本質的価値を適切に保存した上で古墳時代後期におけるヤマト王権の支配体制や、対外交渉のあり方を来訪者にわかりやすく伝えることができるような整備を行う(図10-1)。ここでは、本質的な価値を表す遺構の表示・復元や様々な情報提供などを行い、史跡の価値の理解を深めることができるような環境づくりを心掛ける。また、「那津官家」が設置される上で重要な要素であった「那の津」の立地を体感できるよう、ARやVRなどのデジタル技術の活用も検討する。さらに、学校教育や地元住民による地域活動や生涯学習の場として活用できるよう、開かれた空間形成を意識する。また、新旧住民同士の交流促進や世代間のつながりの再構築と維持を図ることができるものとする。加えて、多世代の来訪者に対応すべくユニバーサルデザインを積極的に採用し、国内外の観光客を意識した観光振興にも配慮する。

なお、写真10-1～4は、整備前後の過去の参考事例である。

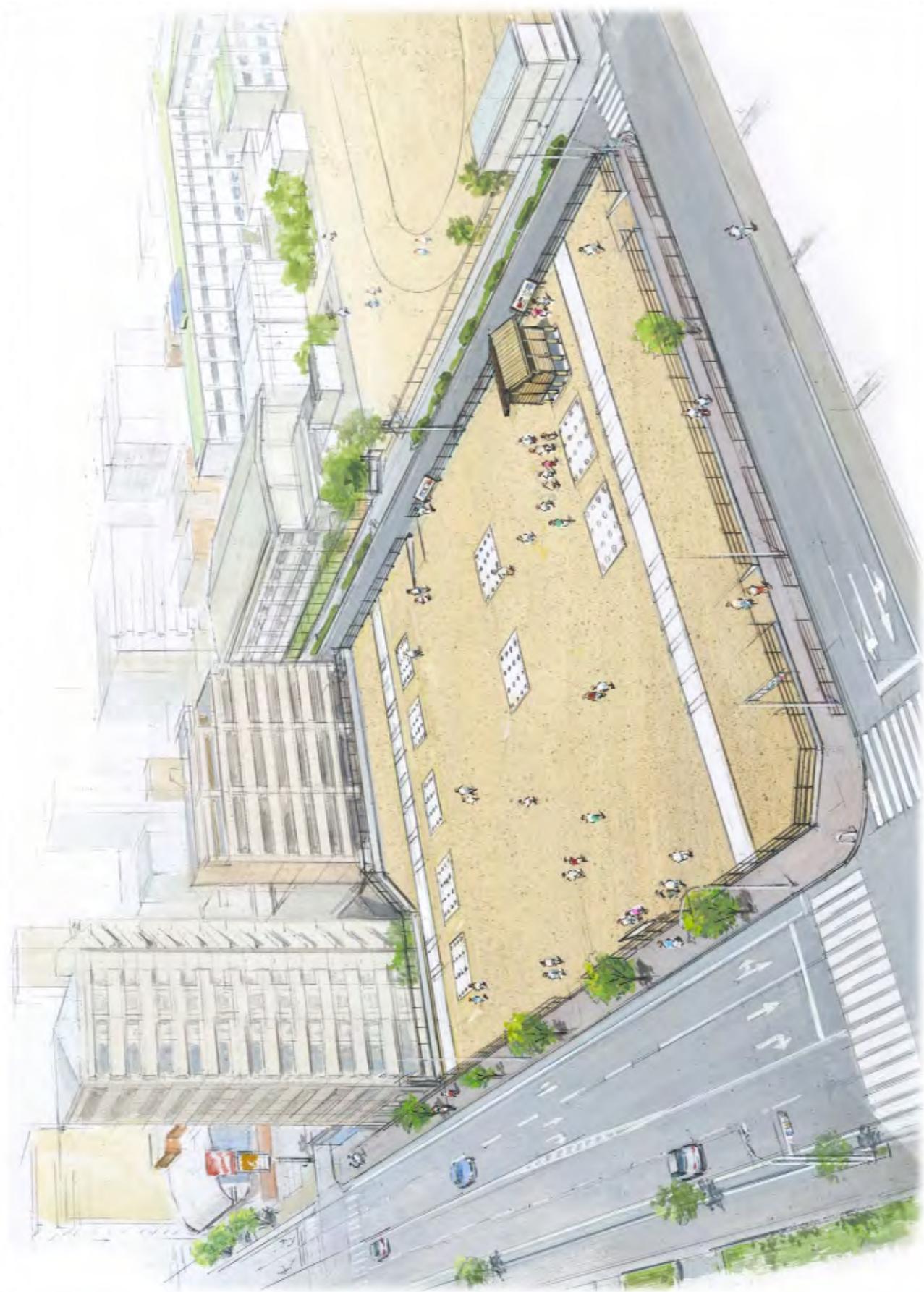


図 10-1 史跡比恵遺跡 南からの鳥瞰整備公開イメージ



写真 10-1 復元整備前の板付遺跡



写真 10-2 復元整備後の板付遺跡



写真 10-3 復元整備前の吉武高木遺跡



写真 10-4 復元整備後の吉武高木遺跡

第 11 章 史跡の運営・体制の整備

第 1 節 運営・体制の整備の方向性

運営については、文化庁や福岡県の助言協力を受けながら、春住小学校をはじめとした地域等の協力も得て、本史跡の充実した運営を目指す。

また、本史跡のマネジメント体制については本市文化財担当部局が引き続き整え、本計画に基づいて実施にあたることとする。かつ、本市関係部局等とも連携を図り、本市が一体となって携わることとする。

第 2 節 運営・体制の整備の方法

本計画に基づき史跡のマネジメントを円滑に行うために、まず本市文化財担当部局が主体となり、本市関係部局と協議の上密接に連携し、情報共有を行っていく。

また、将来にわたって日常的な管理や充実した活用を継続して行うために、文化財まち歩きや講演などの学習活動や適切な情報発信に積極的に取り組むことで、小学校や地元自治会、NPOを含む各種団体等との協力・支援体制を構築し、本市文化財担当部局と連携のとれた運営を推進する(図 11-1)。

なお、これまでに行われている地域支援による活用事業の参考事例(写真 11-1, 2)を以下に示す。

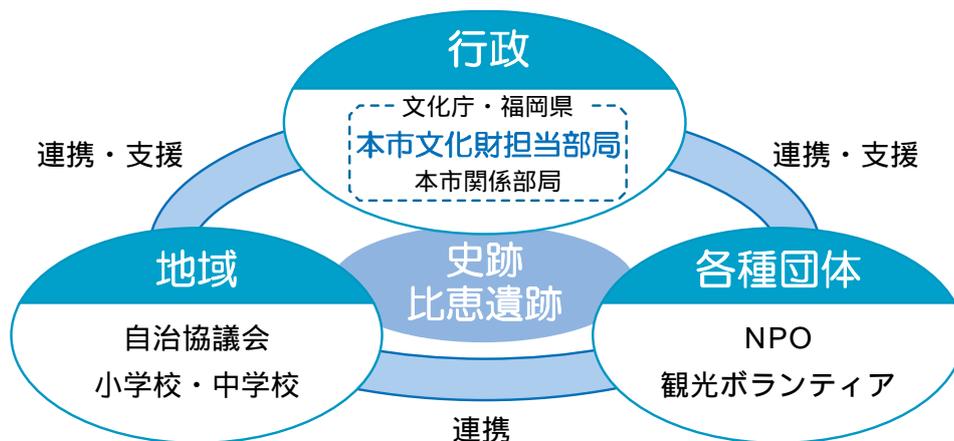


図 11-1 マネジメントイメージ



写真 11-1 地域の支援による活用事業(板付遺跡)



写真 11-2 地域との共催によるイベント(吉武高木遺跡)

第 12 章 今後のスケジュール

第 1 節 計画期間

本計画の期間は 10 年とする。社会情勢の急激な変化や遺跡の現状の変化、追加指定等があった場合は、計画内容の見直しを検討する。計画期間終了年には実施経過を精査し変更・改定を行う。

第 2 節 計画の実施

本計画は、令和 2(2020)年 4 月 1 日から発効し、同日より実施することとする。

第 3 節 保存活用のスケジュール

本史跡の保存活用のスケジュールを保存管理、活用、整備に分けて下表に示す(表 12-1)。また、本計画期間を短期とし、それより後の期間を長期とする。

1. 保存管理

日常的には第 8 章第 2 節で示した通常管理を行いながら、史跡の保存管理を行う。また、長期では整備で設置した施設等の管理がこれに加わる。

2. 活用

遺構は全て地下に保存されているが、万全を期すため必要な措置を講じた上で、春住小学校をはじめとした学校と連携し、学校教育への活用を進めていく。

なお、本史跡においては整備工事中においても学校教育への活用をはじめ、状況に応じた活用を展開し、整備後も学校教育をはじめ地域活動や生涯学習を含めた活用事業を展開する。

本史跡が位置する比恵遺跡群における調査研究の進展に伴い、展示等の活用には最新の成果を反映させることとする。

3. 整備

整備については、基本計画を策定した上で、基本設計及び実施設計を行う。整備は、本史跡の本質的価値を適切に保存した上で古墳時代後期におけるヤマト王権の支配体制や、対外交渉のあり方を来訪者にわかりやすく伝えることができるようにする。なお、基本計画策定や設計の段階で必要が生じた場合は、適切な手続きを経て発掘調査等を行う。

第 4 節 経過観察

本計画の内容の実現に向けて、実施状況を把握し、確認するため、特に第 8 章～第 12 章で定めた方向性や方法、スケジュール等を年 1 回程度、事務局を主体とする本市文化財担当部局において自己点検していく。

なお、計画期間内に本計画の見直しを行わざるを得ない状況になった場合、再度委員会を開催するなどの適切な措置を講じる。

表 12-1 保存活用の将来スケジュール

区分	項目	期 間											
		短期(10年, 本計画期間)										長期	
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~	
保存管理	通常(緊急時)管理	■											
	現状変更対応	■											
	調査研究	■											
	(追加指定) ※必要に応じて	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	(公有化) ※必要に応じて	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
活用	情報発信	■											
	学校教育 (具体案)	■											
	・学習シート作成・配布	■											
	・屋外出前授業	■											
	・副読本への掲載	■					■						
	社会(地域)教育 (具体案)	■											
	・歴史まち歩き ・歴史講座	■											
観光資源活用	■							■					
公開活用(整備)	■												
整備	暫定整備 (具体案)	■			■				■				
	・学校利用	■			■				■				
	・一般開放	■			■				■				
	基本計画	■				■			■				
	基本・実施設計	■						■		■			
発掘調査 ※設計にともなう	■							■					
本格整備工事	■									■			
経過観察		■											
計画の改訂		■ (変更・改訂準備)											

国指定史跡比恵遺跡 保存活用計画

令和 2 (2020)年 3 月

発行 福岡市経済観光文化局
文化財活用部 史跡整備活用課
福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
(092)711-4783
